

ドシツプ責任に即して顧客・受益者の利益に沿った議決権行使等が確保されるよう、適切な利益相反管理の在り方について検討する。

- ・投資家と上場企業との建設的な対話に資するよう、企業が、資本政策の基本的な方針も含めた経営方針、経営戦略・計画を株主に分かりやすく公表することや、英語により情報発信することなど、対話の基礎となる企業の取組を促す。
- ・取締役会の在り方に関する、フォローアップ会議の提言を踏まえ、日本取引所グループ等と連携して、最高経営責任者（CEO）の選解任や取締役会の構成・運営・評価等に関する上場企業の取組状況を把握、公表するなど、経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たしていくための取組を促す。
- ・政策保有株式の縮減に向けた上場企業の対応状況について、日本取引所グループ等と連携して分析するとともに、事業会社や金融機関それぞれが政策保有株式を縮減するに際し、「保有させている」側の企業が取引中止を示唆すること等により売却を妨げることがないように、状況をモニタリングしていく。
- ・我が国におけるコーポレートガバナンスに関する取組への国際的な理解を高めていく観点から、フォローアップ会議における検討や取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。

イ) 持続的な企業価値の向上、中長期的投資の促進

- ・CEOの選解任プロセスを含めて、取締役会のモニタリング機能の強化を目指す。具体的には、CEOを中心とする経営陣に業務執行の決定権限を委任することで意思決定のスピードを確保し、取締役会が経営戦略の決定や業績評価を中心に行うガバナンス体制に関心を持つ企業ニーズに対応するため、内外の先進的な事例を整理しつつ、取締役会の役割・運用方法、CEOの選解任・後継者計画やインセンティブ報酬の導入、任意のものを含む指名・報酬委員会の実務等に関する指針や具体的な事例集を、本年度内を目途に策定する。また、社外取締役となる人材の質的・量的な向上を更に推進するための方策を関係団体等と連携しつつ検討する。
- ・また、グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討と対話の期間を確保する方策等について、更なる検討や取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現

を目指す。

- 一 株主総会の招集通知添付書類の電子提供については、その開示情報の充実等を図るべく、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で、新たな制度の整備に向けた検討を進める。具体的には、本年4月に公表された「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」による提言を踏まえ、①株主総会前に提供すべきと法令上要請された全ての情報がインターネット上で開示されていること、②Web アドレス等の必要最低限の情報は書面で株主に通知されること、③企業が当該制度を採用する上で、株主からの個別承諾は要さないこと、④全ての情報を書面で受け取ることを希望する株主は、その旨企業に要請する必要があること、といった諸外国における電子提供制度の共通点を参考にしつつ、我が国の株主総会を取り巻く制度環境や実態、企業実務の観点も踏まえ、来年早期の会社法制の整備の着手も目指しつつ、講ずべき法制上の具体的な措置内容等を検討する。
 - 一 株主総会における議決権行使プロセス全体の電子化については、株主の議案検討と対話の期間を確保することで権利行使の質を高めるべく、①議決権行使プロセスのワンストップ化や、②議決権の電子行使に関するプラットフォーム同士の連携、③当該プラットフォームの適正かつ円滑な利用手続の在り方等について、関係者や関係団体等に検討することを促した上で、年度内にその検討状況等を確認するための会合を開催する。
 - 一 総会日や議決権行使の基準日に係る国際的・実務的対応を踏まえた設定の在り方についても、効果的かつ効率的な開示の検討の状況を踏まえつつ、関係者や関係団体等における検討状況等を確認するための会合を開催することで、企業・投資家・対話支援産業などの関係者の意識と行動変化を促す。
 - 一 加えて、対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者による取組の進展について内外に情報発信していく。
- ・ESG(環境、社会、ガバナンス)投資の促進といった視点にとどまらず、持続的な企業価値を生み出す企業経営・投資の在り方やそれを評価する方法について、長期的な経営戦略に基づき人的資本、知的資本、製造資本等への投資の最適化を促すガバナンスの仕組みや経営者の投

資判断と投資家の評価の在り方、情報提供の在り方について検討を進め、投資の最適化等を促す政策対応について年度内に結論を出す。

② コーポレートガバナンスの実効性を確保するための市場構造の実現

G20/OECD コーポレートガバナンス原則に示されているとおり、実効的なコーポレートガバナンスを確保する上で、証券市場のルールは重要な役割を担っている。また、同原則においては、株主が企業の中長期的な企業価値に基づいて企業への働きかけを行う前提として、証券市場において公平かつ効率的な価格発見機能が発揮されることが重要であるとの考え方も示されている。

こうした観点から、以下の点について金融審議会での検討を行うとともに、証券市場のルールをめぐる国際的な議論にも貢献していく。

- ・実効的なコーポレートガバナンスの確保等に資する取引所の自主規制機能の発揮の在り方
- ・公平かつ効率的な価格発見機能を阻害していないかなどの指摘があるアルゴリズムを用いた高速取引が、市場の公正性・透明性・安定性等に及ぼす影響

③ 情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上

市場における成長資金の供給を促し、企業の持続的成長を図るためには、市場の公正性・透明性を確保し、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進することが必要である。

このような観点から、投資家が必要とする企業情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、会計基準・会計監査の更なる品質向上・信頼性確保を図るために以下の取組を行う。

ア) 企業の情報開示の実効性・効率性の向上等

市場における成長資金の供給を促し、企業の持続的成長を図るためには、市場の公正性・透明性を確保し、企業と投資家・株主の建設的な対話を促進することが必要である。このような観点から、投資家が必要とする企業情報が効果的かつ効率的に提供されるための統合的な情報開示の枠組みを実現するとともに、企業が株主総会の日程や基準日を合理的かつ適切に設定するための環境整備を進める。

上場会社の情報開示については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく事業報告・計算書類、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく有価証券報告書、証券取引所上場規則に基づく決算短信があり、それぞれ異なる目的・役割がある一方、情報の重複や事務負担、開示時期の適切性、二つの監査報告等、諸外国とは異なる制度等の問題が指摘されている。

これらの問題解決に向けて、「スチュワードシップ・コード」に掲げる企業と投資家の対話を促進する観点から、全ての上場会社に義務的かつ共通に要請される制度開示について、項目の整理や重複解消等を行うことにより、国際的に見ても最も効果的かつ効率的な開示を実現することが必要である。

このような統合的な開示の実現に向けた検討の第一歩として、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」において報告書が取りまとめられ、一定の方向性が示された。

以上を踏まえて、企業と投資家の対話を促進する観点から、金融審議会でのこれまでの検討を土台にしながら、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が共同して、制度・省庁横断的な検討を行い、2019 年前半を目途として、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指し、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- ・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示、並びにそれに関連する年度の決算短信や監査報告の在り方について、関係省庁及び株式会社東京証券取引所が一堂に会し、投資家・株主との建設的な対話に積極的な企業等の参画も得て、企業の実際の開示事例に基づく対照表を作成して共有しつつ、制度的に要請されている事項を一体的に開示する場合の関係省庁による考え方等を整理し、その内容を踏まえ、開示内容の更なる制度的な共通化が可能な項目があれば、必要な作業内容と期限を含め、具体的な共通化の進め方について、本年度中に結論を得る。
- ・四半期開示については、国際的な状況や議論も踏まえ、制度開示の必要性や在り方等を継続的に検証する必要があるところ、まずは、株式会社東京証券取引所による決算短信の見直しの内容、その影響や効果の評価・分析と、今後の必要な改善点等の把握を本年中より順次開始する。
- ・上記の情報開示に関する制度改革等の取組を進めつつ、一体的な報告

を作成するのに必要な時間が決算日以降企業側に十分に与えられることにより企業による一体的な開示を促進し、かつ、当該一体的な報告が株主総会よりも前に十分な時間的余裕をもって開示できるようにすることによって投資家の議案検討期間の確保や企業との対話を促進する観点から、対話を重視する企業が株主総会の日程や基準日を欧米諸国等の状況と比較しても合理的かつ適切に設定する（例えば、諸外国同様、決算日から4か月後に株主総会を開催する、基準日を決算日より後に設定して基準日と総会との期間を短くする等）ための総合的な環境整備の取組を進める。

イ) 会計基準の品質向上

我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、財務会計基準機構、企業会計基準委員会、日本公認会計士協会、日本取引所グループ、企業等と連携して、以下の取組を推進する。

- ・ IFRS の任意適用企業の拡大促進

関係機関等と連携して、IFRS に移行した企業の経験を共有する機会を設けるとともに、IFRS に係る解釈について発信・周知することにより、IFRS 適用企業や IFRS への移行を検討している企業等の実務の円滑化を図り、IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。

- ・ IFRS に関する国際的な意見発信の強化

のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）等に関して、我が国の考える、あるべき IFRS についての国際的な意見発信を更に強力に行う。

- ・ 日本基準の高品質化

企業会計基準委員会における我が国の収益認識基準の高品質化に向けた検討が加速されるよう、必要な支援を行う。

- ・ 国際会計人材の育成

関係機関等と連携して、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築する。また、日本公認会計士協会を通じて、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材やその育成に係る監査法人の状況について把握し、監査法人に対して適切な取組を促す。

ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保

有効なガバナンスとマネジメントの下で高品質な会計監査を提供す

る監査法人が、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立し、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図るため、会計監査の在り方に関する懇談会の提言を踏まえ、以下の取組を進める。

- ・監査法人の組織的な運営のための原則（監査法人のガバナンス・コード）を策定し、監査法人のマネジメントの強化を図る。具体的には、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等を求める。
- ・監査法人に対して、ガバナンスの状況や会計監査の品質確保のための取組等について適切に開示・説明することを求めることで、透明性が高く実効的な監査法人のガバナンスの確立に向けた切磋琢磨を促すとともに、監査先企業の株主・投資家を含む市場参加者や当局等、外部からのチェックが効きやすいようにする。
- ・監査人の選解任に係る株主の判断が適切に行われるよう、企業が同一の監査人による監査を受けてきた期間など、企業等による会計監査に関する開示を充実させ、会計監査に関する株主等への情報提供を充実させる。
- ・当局と大手・準大手監査法人等との間で継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査をめぐる課題等について問題意識の共有を図り、監査業務の水準の向上を図る。

④ 企業と投資家との対話の促進等

株式会社東京証券取引所では、3年平均ROEや独立社外取締役の選任等を選定基準にするJPX日経インデックス400を導入し、これに基づく株価指数連動型上場投資信託（ETF）も上場されている。

また、日本銀行では、設備・人材投資に積極的に取り組んでいる企業の株式を対象とするETFを買い入れる、としている。こうした取組が円滑に進むよう、関係者に対し積極的に促す。

また、投資決定に当たって、ESG要素を重視する見方が広がり、更に進んで国連投資責任原則に署名する機関投資家が増えつつあることも踏まえ、企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けて、企業と投資家との対話が積極的に進むように促す。

ii) 新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

ビジネスモデルの移り変わりのスピードが劇的に拡大する中、イノベーションを生み出す研究開発、グローバル競争で勝つための有形・無形資産等への戦略的な投資、経営戦略に基づく先を見据えたスピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策について検討を進め、制度的対応の必要性を含め、本年中を目途に結論を出し、次期通常国会を含め、早期の関連法案の提出も視野に、必要な措置を講ずる。あわせて、イノベーションを促進するためのエクイティ投資活性化の在り方についても検討を進める。

iii) 事業再生の促進

私的整理手続における反対債権者がある場合にもなお事業再生を迅速かつ円滑に行えるようにするため、有識者検討会報告書の内容等を踏まえつつ、関係省庁において法的枠組み等の検討を進める。

あわせて、地域中小企業の事業再生・事業承継の促進等を図るため、効果的な再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討を行い、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

(1) 新たに講ずべき具体的施策

i) 成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等

より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するためには、家計と金融機関の双方に対して働きかけを行っていく必要がある。

家計に対しては、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を広く促すべく、NISA・ジュニア NISA の更なる普及と制度の発展を図るとともに、こうした資産形成に有用な投資に関する金融・投資教育を強化する。

金融商品の販売・開発に携わる金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、家計や年金等の機関投資家の資産運用・管理を受託する金融機関に対しては、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図ることとし、これにより、国民の安定的な資産形成への貢献を促す。

① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育

- ・家計におけるより安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散による投資手法が有効であることを踏まえ、こうした積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA 及びジュニア NISA の更なる普及と制度の発展を目指す。
- ・あわせて、積立を活用した長期分散投資の効果について広く周知することの重要性に鑑み、金融経済教育の充実による国民の金融リテラシーの一層の向上を図るとともに、職域単位で役職員等が加入し、金融・投資教育の提供が受けられる職場積立 NISA の更なる普及・定着に取り組む。同様に、職域単位で加入し、金融・投資教育の機会が与えられる確定拠出年金についても、関係省庁が連携しながら普及・定着を図る。
- ・また、家計資産の多くは高齢者によって保有されているが、上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安

定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

- ・足元の預金金利の低下等も踏まえ、個人・家計の資産運用の幅を広げ、少しでも有利な運用を可能とする観点から、元本割れのない個人向け国債について、購入手続きを簡素化することにより、個人が国債を保有しやすくする環境整備を進める。

② フィデューシャリー・デューティーの徹底

- ・商品開発・販売・運用・資産管理といった顧客の資産形成に携わる全ての業者において、フィデューシャリー・デューティー（顧客本位の業務運営）の徹底が図られるよう、必要な対応について、金融審議会において検討を行う。
- ・顧客のニーズや利益に真に適う商品の提供の観点から、投資信託や貯蓄性保険などのリスク性商品にかかる手数料の透明化・適切化に向けた取組を進める。

③ 金融機関による資産運用の高度化の促進

- ・金融機関の資産運用の高度化は、市場の活性化や国民の安定的な資産形成を通じて、経済の持続的成長に資するものである。ゆうちょ銀行やかんぽ生命をはじめとした金融機関の資産運用の高度化について、ビジネスモデルにおける資産運用の位置付けや経営としての問題意識等を確認しつつ取組を促す。

④ 長期安定的投資を支えるツールの整備

- ・家計の長期安定的な資産形成に資するよう、日本取引所グループにおける JPX 日経インデックス 400 の更なる普及・定着のための取組や、スマートベータ指数などの新しい株価指数の開発を促す。
- ・家計を含む多様な投資家が参加できる厚みのある市場を形成する観点から、家計の長期安定的な資産形成に資する新しい株価指数の開発やETFの組成、ETFの流動性の向上や販売チャネルの在り方等について、金融審議会において検討を行う。

⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化

- ・我が国の資産運用業の競争力強化に向け、運用高度化及び顧客利益最大化のための体制確立、独立系運用業者を含めた運用業者の多様

化を図ると共に、内外から優れた運用者や高度金融専門人材等を呼び込む環境を官民で整備する。

- ・日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける。さらに、東京都が運営する「金融コンシェルジュサービス」や「東京開業ワンストップセンター」等と連携して、拠点開設に係る事項全般について、一括してサポートを行う。
- ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年度上期におけるT+1化の実施に向けて、株式等については2019年中のなるべく早い時期におけるT+2化の実施を目標として、日本証券業協会等による各種の取組が進められており、政府としてもこうした取組の着実な実施を促す。
- ・市場参加者の利便性の向上や日本の取引所の国際競争力の強化といった観点から、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。
- ・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。また、業界団体等と連携し、ヘルスケア事業者向けの説明会を実施するなど、ヘルスケアリートの更なる普及・啓発に向けた取組を進める。
- ・債券市場の利便性向上と活性化を図るため、内外の機関投資家が参加する東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係者による取組を政府としても促していく。

⑥ 市場の公正性・透明性・安定性の確保

- ・アルゴリズムを用いた高速取引のシェアが増大する証券市場において、このような取引を行うことが出来ない家計等の投資家との間の公平性や、中長期的な企業の収益性を反映した価格形成が阻害されることのないよう、また、システム面のトラブルが市場に問題を引き起こさないよう、市場の公正性・透明性・安定性を確保する観点から、金融審議会において検討を行う。

⑦ 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつも、依然として成長資金供給に対する呼び水の効果の発揮が強く求められている現状に鑑み、更なる機能発揮に向けた取組

みを検討する。

⑧ 国際金融規制改革への戦略的対応、国際的なネットワーク・金融協力の強化

世界的な金融危機後、国際的に規制強化の動きが継続する中で、国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的に対応するため、過剰規制の回避等規制の再検証等に関する積極的な意見発信に取り組む。また、金融機関の活動や取引のグローバル化に対応するため、監督当局間の国際協調・連携を更に推進していく。

- ・国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的な対応を行うため、広く国際的なコンファレンスの場等を活用し、当局の考え方を積極的に発信する。また、ハイレベルな国際会議を日本で開催するなど、国際金融関係の各種会議、コンファレンス等につき、積極的に開催・誘致を実行する。
- ・我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今般東京に常設事務局を設置することが決定した IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う。
- ・FinTechの活用をめぐる国際的議論等に対して積極的に対応する。
- ・海外の金融当局等との間で対話及び協力関係を促進するため、2国間協議を実施する。
- ・本邦企業・日系金融機関の海外進出支援や、日本投資家による海外投資機会を拡充するなどの観点から、アジア諸国等に対し、金融当局の能力向上支援や金融制度整備支援等の深度ある金融協力を実施する。
- ・海外の金融当局における知日派の育成を着実に実施し、中長期的な連携を強化するため、「グローバル金融連携センター」において、アジア諸国のみならず、中東やアフリカ、ラテン・アメリカ等からも研究員の受け入れを強化する。さらに、受入れた研究員とのネットワークを構築し、強化する。

⑨ 東京を国際金融センターとするための連携強化

我が国の経済活性化のためには、その基盤となる資金供給を担う金融の分野を活性化していくことが重要であることを踏まえ、東京を世界中

から人材、情報、資金が集まり、国内外の必要な部門に資金が供給される拠点とするため、東京都や民間等との連携を強化し、ビジネス交流拠点の活性化、国際金融会議の開催・誘致、金融教育等の協働の取組を一層推進するとともに、以下の取組を積極的に進める。

- ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都においては、金融庁に設置する海外のアセットマネージャー／オーナーに対する窓口（前掲）とも連携しつつ、外国の金融系企業に対し、ビジネス全般についてサポートを行う「金融コンシェルジュサービス」を展開するほか、FinTech 企業誘致の推進等に取り組む。国際的な金融規制改革に関する問題に戦略的な対応を行うため、広く国際的なコンファレンスの場等を活用し、当局の考え方を積極的に発信する。
- ・さらに、我が国の金融の中核機能が集積する大手町から兜町地区までの永代通り周辺のエリア（金融軸(Tokyo Financial Street)）が、2020年には、海外の高度金融人材が集積するショーケースとして機能するよう、今後、国・東京都において、国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等に取り組む。
- ・以上の施策も含め、今後、東京都・金融庁・民間事業者等により構成される検討会を設置し、構想推進に資する施策について、当面の対応を年内を目途に取りまとめる。

ii) FinTech をめぐる戦略的対応

近年、FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きが進展しており、金融業・市場に変革をもたらしつつある。利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、IT の進展を金融分野に取り込むこと等により、金融サービスの高度化を図り、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化に繋げていくことが重要である。こうした観点から、以下の施策を講ずる。

① FinTech による金融革新の推進

世界をリードする海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出し、利用者目線に立った金融サービスの革新を目指す。こうした観点から、産・学の幅広い領域の人材により先進的アイデアが生み出され、エクイティ性の資金供給等によりバックアップされながら、FinTech 企業が成長していくための環境（FinTech エコシステム）の形成を進める。このため、FinTech をめぐる課題等を検討する「フィンテ

ック・ベンチャーに関する有識者会議」での議論を踏まえつつ、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築や海外の関係者との国際的なネットワーク形成等に向けた施策を推進する。

金融高度化を推進するため、企業間の銀行送金電文を、2020年までを目途に国際標準であるXML電文に移行し、送金電文に商流情報の添付を可能とする金融EDIの実現に向けた取組を進める。また、中小企業等の生産性向上や資金効率（キャッシュコンバージョンサイクル：CCC）向上など、XML電文化の効果を最大化する観点から、産業界及び経済産業省において、金融EDIに記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を出す。

さらに、安価で急がない国際送金（ロー・バリュー送金）を実現する新たな仕組みの提供、情報セキュリティに留意しつつ銀行システムと連携した多様な金融サービスの創出を可能とする銀行システムのAPI（接続口）の公開及びブロックチェーン技術などの新たな金融技術の活用について、官民連携して検討していく。また、キャッシュ・マネジメントの高度化に向けた環境整備を進める。このため、これらの取組を官民挙げて実行していく体制を整備する。

② FinTechの動きへの制度的な対応

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律を施行し、金融機関と金融関連IT企業等との連携強化等のための環境整備を推進する。さらに、FinTechの更なる展開等も見据え、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討を行う。その中で、FinTech企業と金融機関の連携等の今後の発展の方向性を十分に見据えるとともに、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech企業と金融機関の関係をめぐる法制の在り方等についても、検討を進める。また、イノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自のIT技術をいかしてネット取引の利便性向上等を図るため、必要な法制上の措置を講ずる。

iii) キャッシュレス化の推進等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を踏まえ、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を図るため、2014年12月に関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づき、観光地や地方のキャッシュレス環境の普及などを推進する。

クレジットカードを安全に利用できる環境整備を推進するため、2020年までに「クレジットカード決済端末の100%のIC対応化」の実現等、国際水準のセキュリティ環境の実現を目指し、クレジットカード取引に係る事業者等が策定した「実行計画」の円滑な実施を促進するとともに、その実効性を確保するため、加盟店等におけるセキュリティ対策を義務付けることを含め、必要な法制上の措置を講ずる。

キャッシュレス化等によるビッグデータの利活用を通じて多様化する国内消費者や訪日外国人等のニーズを的確に捉えることにより、優れた商品・サービスの開発、魅力ある観光の提供、インバウンド需要の更なる喚起などにつなげるため、次の取組を進める。

- ・本年内にクレジットカード決済、購買情報等に関する必要なデータ標準化を推進する。
- ・昨年改正された個人情報保護法の施行に併せて、関連事業者団体等におけるプライバシーに配慮した匿名情報化に係るルール整備等を促す。
- ・IT（複数のタグ情報を非接触で瞬時に読み取り可能な電子タグ等）を活用し、サプライチェーンで生まれる多様なデータを集約・利活用するための環境を整備する。
- ・ビッグデータや電子タグから得られる情報等を統計的に分析し、各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成や「地域経済分析システム（RESAS）」など政策的活用についても検討する。さらに、購買履歴データを用い消費統計を作成している民間・大学による先進的な取組に、より多くの事業者が参加することを促す。

さらに、FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自のIT技術をいかして効率的に取引の安全確保を図ること等を含め、必要な法制上の措置を講ずる。

また、全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整

備すべく、金融機関の海外発行カード対応 ATM の設置促進について、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に基づき、2018 年中にメガバンクの全 ATM 設置拠点の約半数（計約 3,000 台）の大半を海外対応に整備する。

iv) 金融仲介機能の質の改善

金融機関は、人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り巻く様々な環境変化に適時適切に対応し、我が国産業・企業の持続的成長を金融面から支援することが期待される。このような観点から、金融機関の健全性を確保し、経済や市場のストレス時においても金融機関が十分な金融仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく融資や本業支援等を通じて産業・企業の課題解決に資するような質の高い金融仲介機能を発揮すること等を通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等につなげていく。

① 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等

- ・金融機関は、経済・市場の大きな変化に機動的に対応し、金融仲介機能を安定的に発揮することを通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組を金融面から支援することが求められる。こうした観点から、金融機関における強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。特に、システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。また、国際金融規制の見直しや足元の低金利の状況等も踏まえ、金融機関に対しては、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。地域金融機関については、地域における人口減少や高齢化という状況が自らのビジネスモデルに与える影響等を分析することや、それを踏まえた事業性評価融資やコンサルティング機能の発揮を促す。加えて、地域金融機関に対し、他の中小企業支援機関、地方大学とともに、地域の成長力強化のプラットフォームに参画・連携するよう促すことにより、地域産業・企業の生産性向上や更なる成長の加速化等を図る。こうした取組を通じ、地域金融機関が地域の発展に貢献しつつ持続可能なビジネスモデルを構築するという観点に立つ

- て、中長期的な経営戦略を策定・実行するよう促していく。また、これらの取組に当たっては、必要に応じ、金融機能強化法に基づく資本増強制度や銀行等保有株式取得機構による株式の買取りも活用する。
- ・金融機関による企業の海外進出支援について、実態を把握するとともに、例えば、ベストプラクティスの共有を図るなど、環境を整備し、関係省庁と連携しつつ、金融機関による更なる取組を促す。
 - ・こうした金融機関の取組を後押しする観点から、規制と監督、ルールとプリンシプルを適切に組み合わせ、規制のコストや副作用をできる限り抑えつつ、金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させるとともに、金融機関自身のリスク管理能力の不断の改善につながるようなプルーデンス政策の枠組みについて、検討を行う。また、上記枠組みの実効性を確保する観点から、今後の金融機関に対するモニタリングの在り方についても検討を行う。

② 金融仲介機能の更なる充実・強化

金融機関が担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進が図られるよう、課題や方策について、金融仲介の改善に向けた検討会議において継続的に議論する。当該議論の内容を踏まえつつ、金融機関の積極的な対応を促すとともに、特に、以下のような取組を積極的に進める。

ア) 融資先企業に対するヒアリングの継続的な実施

融資先企業に対するヒアリングを継続して実施するとともに、当該結果に基づき金融機関と対話することを通じて、企業側のニーズにあった質の高いサービスの提供を金融機関に促す。

イ) 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定等

各金融機関が果たしている金融仲介機能について客観的な評価目線に基づき、事業性評価に基づく融資や本業支援等の促進についてより深度ある対話を行うため、上記企業ヒアリングの結果や外部有識者の知見等を活用して、多様なベンチマークを策定する。金融仲介機能の発揮状況について、経営者保証に関するガイドラインの活用も含め、金融機関による各地域の特性や利用者のニーズ等を踏まえた創意工夫のある具体的な開示を促す。

ウ) 金融機関と関係機関等の連携強化等

地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進に貢献する観点から、金融機関と関係機関等の連携体制等を整備する。

具体的には、第1に、「日本人材機構」等と連携しつつ、企業と金融機関との対話を通じて明らかとなった企業側の課題を解決できるような経営幹部人材の確保に向け、金融機関の具体的な取組を促す。

第2に、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。

第3に、融資、既存保証の見直し及び保証債務の整理に当たって、経営者保証に関するガイドラインが積極的に活用されるよう金融機関に促すとともに、事業者への更なる周知を図る。

第4に、事業性評価に基づく融資・本業支援や事業再生支援、再チャレンジ支援に係る能力向上を図る観点から、金融機関に対して「地域経済活性化支援機構」が有する機能（専門家の派遣、企業に対する直接の事業再生、地域活性化・事業再生ファンドへの出資・運営、経営者保証付債権等の買取り等）の活用を促す。

v) 公的・準公的資金の運用等の見直し

公的・準公的資金の運用等の在り方については、有識者会議の提言を踏まえ、各資金の規模・性格に応じ、長期的な健全性の確保に留意しつつ、必要な施策を迅速かつ着実に実施すべく所要の対応を行う。

vi) 企業年金等の改善

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案の成立後、その円滑な施行を図るとともに、運用リスクを事業主と加入者等で分担する「リスク分担型確定給付企業年金制度」等の導入により、企業年金等の普及・拡大を図る。

あわせて、年金基金等において、スチュワードシップ・コードの受入れの促進など、コーポレートガバナンスの実効性の向上に向けた取組を通じて、加入者等の老後所得の充実を図る。

2-3. 公的サービス・資産の民間開放（PPP/PFI の活用拡大等）

（1）KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目標とする。」

⇒2013 年度～2014 年度の PPP/PFI の事業規模は、約 2.4 兆円（2016 年 3 月時点の数値）

（2）新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFI 推進アクションプラン」に新たに掲げられた文教施設（スポーツ施設・社会教育施設・文化施設）

（本年度から 2018 年度までの 3 年間で 3 件の公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の具体化）や公営住宅（本年度から 2018 年度までの 3 年間で 6 件の「PPP/PFI 推進アクションプラン」における 3 類型※の事業の具体化）を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

この目標を前提に、PPP/PFI の重要な柱である公共施設等運営権方式の更なる活用拡大に向けた取組が必要であり、大阪市の水道事業、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件、北海道の複数空港などの先行案件が克服すべき課題に着実に対処することとする。

※公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業（類型Ⅰ）、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業（類型Ⅱ）及び公的不動産の有効活用を図る PPP 事業（類型Ⅲ）。

具体的には、公共施設等運営権方式が対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野（成長対応分野）」と「有料道路、水道、下水道、公営住宅など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野（成熟対応分野）」に分類し、以下の取組を行う。

i) 成長対応分野で講ずべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について検討する。
- ・国と運営権者間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを検討する。
- ・到着時免税店制度について研究・検討を行う。
- ・円滑な運航及び安全確保を前提に、制限区域内における工事の時間制限緩和や航空灯火使用可能製品の範囲の明確化について検討する。
- ・北海道における複数空港の公共施設等運営権方式の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点で、一体的な民営化を効率的に進める。
- ・市管理空港に係る地方交付税措置や補助等に関しては、独立採算型ではない公共施設等運営権方式の活用によっても財政規律が損なわれない形でのイコルフットィングの在り方について検討する。
- ・案件形成に当たっては、施設単体の公共施設等運営権方式活用の検討にとどまらず、複数施設等を対象にした複合的・一体的な同方式活用を検討する。特に、都市部の文教施設については、周辺の他施設も包含した複合的運営を検討する仕組みを導入する。
- ・文教施設について、指定管理者制度との二重適用が不要となる手法など、他の分野の事例も踏まえて、公共施設等運営権方式を進める上で必要となる論点を検討し、本年度中を目途に結論を得る。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について支援の仕組みを検討する。
- ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。その際、既存の事業とのイコルフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討するとともに、指定管理者との二重適用で不要となる手法についても検討する。
- ・臨港地区における旅客を対象とした商業活動を円滑に進める手法を検討するとともに、MICE施設の周辺環境整備について、必要であれば国

家戦略特区等も活用して推進する。

- ・クルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設については、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数に係る数値目標の設定を行う。

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入を検討する。
- ・水道事業等における公共施設等運営権方式の導入の可否を検討する際に必要な情報を地方公共団体等に提供するため、海外における先行事例の収集・分析を本年中に行い、結果を周知する。
- ・水道事業において、地方公共団体が安心して公共施設等運営権方式を活用できるよう、地方公共団体が公共施設等運営権方式活用時においても水道事業へ関与できる根拠を残す仕組み、運営権者の経営状況や水質等を国が重点的に点検する仕組み、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等について、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定することを検討する。
- ・運営権者が水道法や工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）上の認可を取得する場合の具体的な申請手続や認可基準について、本年中に明確にした上で地方公共団体等に周知する。
- ・公共施設等運営権方式を成熟対応分野の事業に導入する地方公共団体が、当該事業に有する債務を運営権対価等で繰上償還する際に、同方式の導入を促進する観点から、補償金の免除・軽減やその代替措置について夏までに検討し、本年中に結論を得る。
- ・水道事業において、期中の設備投資費用を準備金等の形で積み立てる措置を検討する。
- ・水道事業については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を推進することにより、公共施設等運営権方式の導入を促進する。

iii) 分野横断の施策

- ・今後の案件拡大に向けて、民間企業との対話の場を速やかに設け、投資可能性を高めるため必要な取組に関する意見聴取を行い、本年中にその内容を取りまとめる。
- ・幅広い分野で公共施設等運営権方式が採用され、従来は民間企業が担っていなかった分野が民間企業に開放されることによって生じる人材ニーズ等を把握し、適切な人材供給が図られ、海外への展開も視野に、適切な産業としての発展がなされるように、必要な環境整備を図る。
- ・先行案件の横展開を図る上で、地方公共団体間の情報・ノウハウの共有が重要なことから、具体的案件形成に向けて検討する PPP/PFI 地域プラットフォームの取組を推進するとともに、確実な案件形成につながるように運用を工夫する。

3. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る」

⇒2015 年 10 月公表時 24 位（前年比 2 位後退）

※ランキング手法の変更により、前年時点での順位は 19 位から 22 位に修正。

《KPI》「2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）」

⇒2015 年 10 月公表時 4 位（前年と同順位）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(新たな目標の下での国家戦略特区の加速的推進)

「国家戦略特区」については、平成 25 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。昨年 7 月改正）に基づき、昨年度末までの 2 年間で集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 50 以上となっており、特に、都市計画の手續迅速化、いわゆる民泊（宿泊可能な住居）の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、平成 26 年 5 月、昨年 8 月、本年 1 月と 3 次にわたり指定してきた 10 の区域（「東京圏」（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）、「関西圏」（大阪府、兵庫県、京都府）、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」）において、合計 175 もの事業が、それぞれ 50 回、22 回開催した国家戦略特別区域会議（以下、「区域会議」という。）及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、集中取組期間の集大成として、本年 3 月には、『日本再興戦略』改訂 2015 に盛り込んだ規制改革事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案をもとに、医療、観光、農業などの分野に係る新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域法改正案を、国会に提出し、同

年5月に成立した。

i) 国家戦略特区の「新たな目標」の設定

国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会も視野に平成32年（2020年）を睨みつつ、また、「戦後最大の名目GDP600兆円」を達成するため、来年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取組を「新たな目標」として設定することにより、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげる。

① 残された「岩盤規制」の改革

経済社会情勢の変化の中で民間が創意工夫を発揮する上での障害となってきたにもかかわらず永年にわたり改革ができていないような、いわゆる「岩盤規制」について、国家戦略特区による規制・制度改革の突破口を開く。

具体的には、当面、例えば以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘りに加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。

- ・幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
 - ・公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
 - ・幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
 - ・幅広い分野における事業主体間の「イコールフットイング」の実現
 - ・特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
 - ・地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革
- など

② 事業実現のための「窓口」機能の強化

また、全国各地の民間事業者や地方自治体が直面している制度面での阻害要因について、結果として国家戦略特区における措置とならないもの（全国的措置や構造改革特区における措置に加え、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携のも

と、一層の強化を図る。

ii) 迅速な事業の具体化・実施、指定区域の追加等

現在の 10 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方自治体等に強力な働きかけを行う。

その際、1 次指定の 6 区域においては、昨年度末に実施したこれまでの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげるとともに、2 次指定以降の区域についても、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成 26 年 2 月 25 日閣議決定）にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCA サイクルによる進捗管理を行っていく。

また、全国の地方自治体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、そのために必要であれば、新たな区域を指定していく。

iii) 更なる規制改革事項の追加等

国家戦略特区に関し、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案に加え、以下の規制改革事項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針に、「少なくとも年 2 回は提案募集を実現する」としていることに基づき、全国の地方自治体や民間からの提案募集を、毎年着実に行う。

その際、成長戦略における改革のモメンタムである「改革 2020」に係るプロジェクトの追加や深掘りを行うための民間事業者や自治体からの提案についても併せて募集を行い、必要な規制・制度改革の実現を図ることにより、各プロジェクトのショーケース化に係る具体化を推

進する。

(世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備)

① 東京圏における国際都市機能の更なる向上等

- ・内外の金融機関等を集積させ関連の人材育成を図るための、東京駅周辺の「東京グローバル・ビジネス・フロント」を構成する11事業を始め、これまでの東京圏において、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の特例等を活用する「都市再生プロジェクト」は29事業にも上り、このうち昨年度末までに認定された10事業だけでも、経済波及効果は約2.5兆円にも上るとされている。
- ・引き続き、都心居住促進のための住宅容積率等の緩和（建築基準法（昭和25年法律第201号）の特例）を進めるとともに、主として東京圏の国際都市機能を更に向上させるため、区域会議等において必要な調整を急ぎ、「グローバル・ビジネス・100」として、上記「都市再生プロジェクト」の合計数について、今後2年間で100事業とする構想を掲げ、その早期実現を目指す。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

- ・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。
- ・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。
- ・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿

易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対する PR を強化する。

③ 小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進

- ・『日本再興戦略』改訂 2015」に基づき、国家戦略特区においては、小型無人機については、昨年 7 月の仙北市、本年 4 月の千葉市など、また、自動走行については、本年 2 月の神奈川県（藤沢市）、同年 3 月の仙台市などにおいて実証実験等を行ってきたところであるが、今後とも、国家戦略特区における「近未来技術実証」の推進を図るため、本年 7 月の仙北市における小型無人機の国際競技会の開催を始め、必要な規制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・また、自動走行については、いわゆる「レベル 4（完全自動走行）」までの技術開発を目指すため、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）に基づき、来年を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、車内に運転者が不在であっても遠隔装置を通じた監視等や、ハンドル及びアクセルの無い自動運転車両による走行などが、公道における実証実験として可能となるよう、速やかに所要の措置を講ずる。

④ 国家戦略特区における「民泊」の検証等

- ・内外観光客等の宿泊ニーズの急増に対応するため、現在東京都大田区等の国家戦略特区において行っている、いわゆる「民泊」事業（特区民泊）の取組について、その実績も踏まえ、事業実施に伴う具体的な諸課題に係る検証を行っていく。
- ・その際、現在検討中の民泊ルールの全国措置に資するよう、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、特区民泊における最低宿泊日数や最低床面積に係る要件なども含め、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

(待機児童への対応など、持続可能な社会保障システムの構築)

⑤ 地域の実情に即した待機児童対策

- ・都市部を中心に、待機児童を速やかに解消することが求められる中で、

本年3月28日に厚生労働省が取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」及び「ニッポン一億総活躍プラン」の内容及びその実施状況も踏まえつつ、必要に応じ、地域の実情や要望に即した待機児童対策を検討し、速やかに結論を得る。

- ・その際の具体的な検討対象には、あくまで保育の質を低下させないことを前提に、国家戦略特区の活用も含め、例えば、保育士をサポートする保育士以外の保育の担い手の活用、情報公開や第三者評価の推進等を含むものとする。

⑥ 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化

- ・待機児童対策として小規模認可保育所の設置を促進するため、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置について、東京都が、バリアフリー法に基づく「東京都建築物バリアフリー条例第14条」に係る具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を通知により明確化できるよう、国においても、小規模認可保育所について同法の建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていない旨を明確化した上で、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において利用する者が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を速やかに講ずる。

⑦ 「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築

- ・日常生活の中で痰の吸引や経管栄養等の「医療的ケア」を必要とする子どもが急増する中で、こうした、いわゆる「医療的ケア児」が義務教育を十分に受けられる機会を保障するため、現在の訪問看護の見直しを含め、学校や通学時等の居宅以外の場所での看護が可能となるよう検討し、速やかに結論を得る。
- ・その際、財源の在り方や財政制約も十分考慮した上で、関係各省の既存の施策とも密接に連携を図るものとする。

⑧ 特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施

- ・国家戦略特区ではこれまで、多様な働き方や雇用形態の導入を図るため、「雇用ガイドライン」の整備、「雇用労働相談センター」の設置等

を行ってきた。また、成長分野への人材移動を円滑にするため、役所等からスタートアップ企業への人材移動に係る特例措置等も講じてきた。

- これまでの措置に基づく取組を強化するとともに、自治体など役所で先行して「働き方改革」を進めるための措置を講ずる。例えば、同一労働同一賃金に向けて、公立保育所、消費生活センター等の公的事業所で勤務する正規職員と非正規職員の待遇格差是正に関する取組に係る自治体の状況を踏まえて、一定の規制改革事項の適用の在り方を検討すること等により、役所で先行して問題を解消することを促す。
- また、自治体等からの提案に基づき、特区制度を活用して、公務員を対象に、時間にとらわれない働き方、柔軟な働き方、テレワークの大幅な導入拡大等も図る。

(観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進)

⑨ 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

- 訪日外国人を含めた観光客の増加に対応し、地方創生を推進するためにも、農家民宿など、受け入れ側の地域（着地）における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源をいかした「地域限定」の旅行商品を企画・提供していくことが重要である。
- このため、宿泊事業者等によるこうした「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）上の必置資格である旅行業務取扱管理者について、試験の簡素化等の見直しを、国家戦略特区での要望も踏まえて検討し、所要の措置を講ずる。

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

- 国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年 7 月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、今国会に提出し、成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後 1 年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。
- また、「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成

28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議とりまとめ)においては、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」についても、関係省庁で連携して検討を進め、可能な限り早期に結論を得ることとしている。

- ・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。
- ・さらに、「家事支援外国人材の受入れ」については、具体的ニーズが大きい東京都において、神奈川県等の実施状況も踏まえ、事業の実施を積極的に検討し、速やかに結論を得る。【再掲】

⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

- ・東日本大震災の主たる被災地等における観光及び復興支援を推進するため、地域限定ビザの発給要件の更なる緩和について検討するなど、速やかに所要の措置を講じ、観光客数の増加を図る。
- ・また、併せて、空港などの各種インフラへの公共施設等運営権方式の導入を進めるとともに、その際、国家戦略特区に係る区域会議において、随時、追加的な規制・制度改革について民間事業者等から意見聴取を行い、必要な規制・制度改革を確実に実現していくものとする。

Ⅲ イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

1. イノベーション・ベンチャー創出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指す。」：企業から大学・国立研究開発法人等への研究費支出（2014 年度実績）1,151 億円

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「今後 10 年間で世界大学ランキングトップ 100 に 10 校以上入る。」

⇒世界大学ランキング 2015-2016 Times Higher Education 誌：100 位以内 2 校、QS 社：同 5 校、上海交通大学：同 4 校

《KPI》「イノベーション（技術力）世界ランキングを 5 年以内に世界第 1 位に。」：2013～2014 年：第 5 位、2014～2015 年：第 4 位

⇒2015～2016 年は昨年より 1 つ順位を下げ第 5 位

《KPI》「年俸制又は混合給与対象者を、2014 年度は 6,000 人、2015 年度は 1 万人規模とすることを目指す。」

⇒2015 年 10 月の年俸制適用者は約 10,400 人（達成）

※今回、新たな KPI を設定（国内セクター間の研究者移動者数を 2020 年度末までに 2 割増加させる。）

《KPI》「2015 年度末で各大学の改革の取組への配分及びその影響を受ける運営費交付金の額を 3～4 割とすることを目指す。」

⇒2015 年度実績：32%（2014 年度実績：21%）

※今回、新たな KPI を設定（国立大学法人の第 3 期中期目標期間（2016 年度～2021 年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013 年度～昨年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を 4 割程度とすることを目指す。）

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増とすることを目指す。」

※現状：0.028%（2012～2014 年の 3 か年平均）（内閣府「国民経済計算」、VEC「ベンチャー白書」より）

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) イノベーション・ナショナルシステム構築の仕上げ

本年5月の国立大学法人法の一部改正法（平成28年法律第38号）（以下「改正国立大学法人法」という。）及び特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成28年法律第43号）（以下「特定国立研究開発法人法」という。）の成立等を踏まえ、イノベーション創出力の強化のための制度整備や、その実装に重点を移す。

このため、本年度から始まった第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）で打ち出された「Society 5.0」の実現・具体化に向け、「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）の内容を推進する。また、本年度から第3期中期目標期間が始まった国立大学の機能強化、国立研究開発法人の「橋渡し」機能の強化、技術・人材・資金を糾合する共創の場の形成の更なる強化等を図る。また、第4次産業革命が進展する中、オープンイノベーションによる基礎研究から社会実装に向けた開発の連携を迅速化するため、「組織」対「組織」の本格的な産学官連携体制を構築する。これらの取組により、イノベーション創出と、それにより得られた果実の次のイノベーションの種への投資という好循環を形成し、世界一イノベティブな国の実現を目指す。

研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）に盛り込まれた「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対GDP比の1%にすることを目指すこととする。期間中のGDPの名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、第5期科学技術基本計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。

また、この目標の実現に向けては、企業におけるイノベーションにつながる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資や「イノベーション経営」のための意識・行動改革を最大限後押しするための環境も整備する。

さらに、「知的財産推進計画2016」（平成28年5月9日知的財産戦略本部決定）に基づき、第4次産業革命に対応した知財制度の構築、国際標準化・認証体制の強化等の取組を推進する。

① 大学改革

ア) 指定国立大学法人制度

改正国立大学法人法の成立を踏まえ、世界トップレベルを目指し、高い経営力により国内外の様々なリソースを呼び込む指定国立大学法人制度の運用を来年度から開始し、来年度中に複数の国立大学の指定を目指す。

また、出資対象事業に係る規制緩和を活用した具体的なモデル事業例の創出を促進する。

イ) 卓越大学院（仮称）

産業界のニーズも踏まえつつ、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等が連携する「卓越大学院（仮称）」を形成する。「卓越大学院（仮称）」では、即戦力にもなる人材を既存の研究科・専攻の枠を超えて育成するとともに、学際融合も含めた学位授与も可能とする。

本年4月に産学官からなる卓越大学院（仮称）検討のための有識者会議が取りまとめた「基本的な考え方」で新産業創出に資する領域を含む4つの領域が示されたこと等を踏まえ、本年度から開始される大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを来年度から順次構築する。

なお、「卓越大学院（仮称）」では産学共同研究に学生が参画するケースもあるため、大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定（後述）に当たっては、学生関与に係るルールも含めることとする。

今後の日本の産業競争力の鍵を握る人材の効果的・効率的な育成を図る観点から、IoT・ビッグデータ・人工知能やものづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等において卓越大学院（仮称）を形成する場合には、人工知能技術戦略会議等との連携を図るものとする。

ウ) 大学の機能強化の取組の加速

国立大学法人の第3期中期目標期間（本年度～2021年度）を通じて、機能強化経費、学長裁量経費、年俸制への移行等を含む人事給与制度改革による影響額等、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改

革加速期間中（2013 年度～昨年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を 4 割程度とすることを目指す。

また、財務基盤の強化に向けて新たに認められた土地等の貸付事業について、国立大学における具体的な取組を促すため、土地等の貸付事業の考え方に係るガイドラインを本年度中に策定する。

世界から優秀な人材が集う研究拠点を構築する世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）を引き続き推進するとともに、当該プログラムが、融合領域等新領域の創出、人事給与改革、海外からの優れた研究者や寄付金の呼び込み等優れた実績を生み出していることを踏まえ、本年度中に当該取組の経験・ノウハウを学内外に横展開する仕組みを検討し来年度から導入する。また、国立大学法人の評価に当たっても、研究力向上や国際化の取組促進に向けた改革の先進事例として活用する。

なお、WPI プログラムが 2007 年度の支援開始から本年度末で 10 年を迎え、支援終了後の拠点の優れた研究システムの維持・発展の問題が顕在化しているところ、これらのシステム改革の継続のための方策・在り方について、大学改革の取組全体における位置付けを明確化しながら、運営費交付金と競争的経費によるデュアルサポートシステムの再構築の観点を踏まえて、文部科学省において本年度中に検討を行い、一定の結論を得ることを目指す。

② 競争的研究費改革

本年度の競争的研究費の新規採択案件から間接経費 30%の措置を決定した文部科学省及び内閣府に加え、関係府省においても、競争的研究費の間接経費等を必要な審査の上、最大 30%まで認める措置を本年度から試行的に実施する。

文部科学省は、本年度中に国立大学法人における間接経費等の適切な措置の必要性に関する客観的な根拠の収集・提示を行う。

また、内閣府及び関係省庁は、文部科学省による客観的な根拠の提示等を踏まえ、競争的研究費（競争的資金を含む）の間接経費等に係る執行のルール化等、使い勝手の更なる改善に向けた方策について、本年度可能な限り早期に検討を開始する。

さらに、科学研究費助成事業について、若手研究者の人材育成を強化し、新たな学問領域の創成等を促進するため、若手研究者の独立支援（採

採率・充足率の向上) や新審査方式の導入、研究種目の再構築について検討し、本年夏頃を目途に取りまとめ、公表する。

③ 国立研究開発法人の改革等（「橋渡し」機能等の強化）

大学等の技術シーズを最短距離で産業界につなぐための国立研究開発法人の「橋渡し」機能の強化や、技術・人材を糾合する共創の場の形成の更なる強化（クロスアポイントメントの導入や民間との共同研究の推進等）を引き続き推進する。具体的には、来年度から新たな中長期目標期間を迎える国立研究開発法人科学技術振興機構について、中長期目標・中長期計画に独創的な新技術シーズ創出や「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記する。

また、地域の中小・中堅企業のイノベーションに向け、国立研究開発人と公設試験研究機関（公設試）・地方大学・海外研究機関等との連携強化を引き続き推進するとともに、橋渡し機能を担うべき国立研究開発法人が、国家プロジェクトの成果を確実に社会実装につなげるための仕組み（サンプル提供、技術の国際標準化等）を本年度中に構築する。海洋資源調査・開発技術、宇宙航空技術、自然災害観測・予測・対策技術、量子科学技術などの長期的な国の成長の原動力となる基幹技術については、国立研究開発法人による研究開発・社会実装を推進・強化するとともに、その過程でスピナウトとして生まれる技術等をベースにした、ベンチャー等の創出を促進する。

さらに、イノベーションをめぐる環境が予想以上のスピードで変化していることを踏まえ、各省が連携して、国内外の科学・産業技術動向の調査・分析を行い、日本の「強み」、「優位性」をいかした戦略・ロードマップの策定を行うとともに、国立研究開発法人等におけるイノベーションの創出加速化に向けた研究開発基盤の高度化や ImPACT をはじめとする挑戦的・革新的な研究開発の発展・展開を図る。

ii) 組織トップが関与する「組織」対「組織」の本格的な産学官連携の推進

これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、大学・国立研究開発法人の双方で機能強化をはじめとした自己改革の取組の動きが具体化しつつあり、特に外部機関との連携や技術の社会実装へ強い関心が寄せられている。また、第4次産業革命をはじめイノベーションをめぐ

る環境が予想以上のスピードで変化し、国内外を問わず技術を広く取り込むことが企業にとってもますます重要となっており、オープンイノベーションに対する期待がかつてないほど高まっている。

こうした状況を踏まえ、これまで研究者個人と企業の一組織（研究開発本部）との連携にとどまり、共同研究の1件あたりの金額が国際的にも少額となっている産学官連携を、大学・国立研究開発法人・企業のトップが関与する、本格的でパイプの太い持続的な産学官連携（大規模共同研究の実現）へと発展させる。

具体的には、2025年度までに大学・国立研究開発法人等に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とすることを目指す。また、指定国立大学法人制度や特定国立研究開発法人制度をも踏まえつつ、本格的な産学官連携・グローバル連携を実践し内外の企業等からの投資を呼び込む中核的なモデル機関を来年度末までに少なくとも5機関創出する。これらの機関を中心として、世界水準の報酬・制度・生活環境により世界中からトップ人材等を集める研究開発・実証拠点の形成を推進する。

また、このような取組を推進するため、文部科学省と経済産業省は、産学連携を深化させるための大学、国立研究開発法人側の目標設定、体制強化や企業におけるイノベーション推進のための意識・行動改革の促進などイノベーション創出のための具体的な行動を産学官が対話をしながら実行・実現していく場を本年度中に創設する。その他、以下の取組を推進する。

① 大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定

一般社団法人日本経済団体連合会が本年2月に取りまとめた提言「産学官連携による共同研究の強化に向けて」には、本格的な産学官連携の実現に向けて、産業界から見た大学や国立研究開発法人等の課題として、企画提案機能を含めた産学官連携の推進体制、知財の取扱い、営業秘密の保護、共同研究の経費負担の在り方や経費の使途の透明性の向上、相互のクロスアポイントメント制度を活用した人事交流の在り方等、多岐に渡る課題が挙げられている。関係府省におけるこれまでの検討等をも踏まえつつ、産業界とも調整の上、産学官連携を円滑に推進する観点から、これらの課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを関係府省が連携して本年秋までに策定する。なお、ガイドラインには

産業界の取組が期待される点についても盛り込むものとする。

② 国立大学法人評価や指定国立大学法人指定へのガイドラインの活用

毎年度実施する国立大学法人法に基づく国立大学法人等の評価に当たり、①で策定するガイドラインの内容については、産学官連携の取組の評価の際に、参照すべき取組の例として活用する。また、指定国立大学法人の指定に際しても、産学連携を行うに当たって①で策定するガイドラインの内容を踏まえた取組がなされているか、またはなされる計画となっているかを十分踏まえるものとする。

③ 特定国立研究開発法人等の取組の強化

世界水準の研究成果の創出が期待される特定国立研究開発法人等について、IoT・ビッグデータ・人工知能やものづくり・ロボット等の駆動系との融合分野、再生医療、エネルギー・環境、ナノテクノロジー・材料等、GDP600兆円を実現する上で革新的なイノベーションが求められる分野等において、国内企業のニーズも踏まえて、非競争領域を中心に産学官連携の研究開発・実証拠点の形成を進める取組に本年度中に着手し、又はその取組を強化する。その際、10年以上先に革新的な成果を実現するための基礎研究の取組の強化や、同一業種の複数企業の参画、海外の優れた組織や研究者の取り込み等に配慮する。

加えて、ナノテク・材料分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、人的・研究ネットワークの構築を図る。これらの取組の方向性に加え、特定国立研究開発法人の機能強化に向け、研究開発に係る物品・役務の調達など、運用事項や制度的隘路^{あいろ}の把握・認識共有を関係者間で行い、必要に応じてその改善に取り組む。

また、特定国立研究開発法人における効果的な取組について、他の国立研究開発法人への波及を促進させるための方策について検討する。

さらに、特定国立研究開発法人等は、自らの強みを発揮できる場合において、卓越大学院（仮称）の形成に積極的に協力するとともに、指定国立大学法人等との連携を強化する。

iii) 第4次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進

① 第4次産業革命に対応した知財等の制度整備

IoT・ビッグデータ・人工知能等の新たな技術の社会実装が進展することに伴い、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化、著作物を含む情報の利用の一層の多様化、人工知能による創作事例の出現等、著作権をはじめとした知財の保護の在り方をめぐって制度上の新たな課題が顕在化してきている。

こうした課題を分析した上で、第4次産業革命に対応した次世代知財システムの在り方に関し、著作権法における柔軟性のある権利制限規定等について、次期通常国会を含めた早期の法改正に向けて、その効果と影響を含め具体的検討を進めるとともに、その対象とする行為等に関するガイドラインの策定、ライセンス環境の整備促進等の必要な措置を講ずる。

② 国際標準化推進体制の強化

第4次産業革命等に関連する社会システムや、国際的な技術開発競争が激しさを増す先端技術等の分野において、欧米や中国・韓国による国際標準化活動の強化の動きも踏まえつつ、我が国の優れた技術の国際標準化を一層促進する。

具体的には、自動走行、スマート工場、ロボット等の重点分野に関して、技術の検証やデータの収集・解析等の実証作業も必要に応じて行いつつ、我が国発の国際標準提案の量的・質的拡充を図る。

さらに、国際標準化機関における我が国からの迅速な提案の実施や他国からの提案への対応を強化するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所をはじめとする国立研究開発法人が、対象となる案件に係る計画作成や工程管理を行うなど、国際標準化を推進する体制を政府主導で本年中に整備する。

③ 知財・標準化人材の育成

将来の知財人材等の量・質的な拡大を図るため、創造性の^{かんよう}涵養及び知的財産の保護・活用とその意義の理解に向けた教育の推進が必要である。このため、次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産に関する資質・能力が教育課程総体として育まれるよう各学校における教科横断的なカリキュラム・マネジメントの実現を図るとともに、教育現場における

学習を地域・社会と協働して行う体制の構築を支援するため、関係省庁や関係団体等から構成される「知財教育推進コンソーシアム（仮称）」を本年度中に整備する。

また、知財教育に資する教材（産業財産権、不正競争防止法、著作権法、標準化等）の作成を進める。あわせて、各企業における標準化を事業・経営戦略の一部に組み込むべく最高標準化責任者（CSO）の設置を促すとともに、産業界が活用できるよう、標準化人材に係る新たな資格制度を来年度に創設することを念頭に、一般財団法人日本規格協会を中心に検討を行う。また、大学・大学院において文系・理系を問わず知財・標準化に関する講座の設置拡大を進める等、産官学で連携して標準化人材を育成する。

④ 知財紛争処理システムの機能強化

知財紛争処理システムについて、営業秘密の保護や制度の濫用防止を考慮した適切かつ公平な証拠収集手続等を実現するため、知財の価値を高め、イノベーション創出に資するような知財紛争処理システムの機能強化の在り方について、産業界をはじめとした関係者の意見を踏まえつつ、具体的に検討を進め、本年度中に法制度の在り方に関する一定の結論を得る。

iv) 「ベンチャー・チャレンジ 2020」の実現

これまでも政府においては、制度整備や補助金など、様々なベンチャー支援策を実施してきた。しかし、世界市場での競争の在り方や産業構造全体に非連続な大転換を生じさせるような真の意味でのグローバル・ベンチャーが持続的に生み出されるような社会とはなっていない。政府機関のみならず、起業家自身、大学、研究機関、地方等も含め、「世界への意識」が欠けていたのではないか。

また、関係省庁等による施策の連携が十分に図られているとは言えない状況にある。支援を受けるベンチャー企業側が自らの事業内容や成長ステージ等に照らして最適な施策を探さなければならず、さらに、施策自体は自らの状況に適したものであっても、施策が活用している支援人材・支援機関等を各省庁等が独自に開拓してきた結果、広い選択肢の中でベンチャー企業の求めるニーズに最も適した支援人材・支援機関等をマッチングする、といったことが十分に行われて来なかったのではない

か。こうした点を^{きよしんたんかい}虚心坦懐に反省しなければならない。

政府や地方自治体、企業、大学・研究開発機関、金融機関、経済団体等に至るまで関係機関全てが、グローバル・ベンチャーが自然発生的に連続して生み出される「ベンチャー・エコシステムの構築」を共通の目標と認識し、各々が上記のような課題を解決しなければならない当事者であるということを強く自覚する必要がある。それぞれの主体が、ベンチャー企業のニーズに対しできることを積極的に探し、また、他の主体とも連携も深めていく。そうした「攻めの運動形成」を仕掛け、今までとは次元の異なるベンチャー創出を実現していくことが必要である。

このため、2020年を一つの目標とし、我が国のベンチャー・エコシステムの目指すべき絵姿と、それを実現するための政策の方向性、民間等のエコシステムの構成主体との連携の在り方を、「ベンチャー・チャレンジ 2020」として取りまとめた。（平成 28 年 4 月 19 日日本経済再生本部決定）

米国では、成功した起業家をはじめ、地域経済のリーダー、企業など幅広い者が、ビジネスで得た果実等を社会に還元し、社会的課題の解決に貢献していくといったいわゆるフィランソロピーの概念が確立し、社会的好循環のサイクルが形成されている。我が国にもこうしたサイクルを定着させることは、成長と分配の好循環の観点からも極めて重要な課題である。

今後、これに基づき、下記の施策を推進していく。

① 「地域と世界の架け橋プラットフォーム」の整備

地域も含め、全国のベンチャー企業が世界市場へ挑戦していく道筋となる「地域と世界の架け橋プラットフォーム」を整備する。このため、

- ・昨年度より開始された「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」の質を高め、アジア、イスラエル、欧州等へと拡充していくとともに、2020年のグローバル・ベンチャーサミット（仮称）の開催へとつなげていくことで、世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築を図る。

- ・地方への案件発掘キャラバンの実施等により「待ち」ではない「攻め」の案件発掘を展開していく。
- ・世界と地域をつなぐ関係施策を一体的に実施するため政府関係機関コンソーシアムを設置し、地域での有望ベンチャー企業の発掘から世界

市場への挑戦まで一貫通貫で支援する体制を構築する。あわせて、各省、各独立行政法人等がこれまでネットワーク化してきた民間のベンチャー支援人材であってベンチャー支援に関するネットワークを国内外に広く有する者等から政府全体のベンチャー支援に係るアドバイザリーボードを設置し、国のベンチャー支援策や個々のベンチャー企業への支援に関するアドバイス等を充実していく。さらに、そうしたプロセスにベンチャー支援人材を幅広く巻き込み、様々なノウハウを共有することで、我が国のベンチャー支援人材の質、厚みを増していくこととする。なお、政府関係機関コンソーシアム、アドバイザリーボードに、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等により拡充していくグローバル人材のネットワークを共有し、世界の潮流に遅れをとることのないよう留意する。

ア) 世界のベンチャー・エコシステムとの国際連携体制の構築

世界最先端のベンチャー・エコシステムであるシリコンバレーの起業家やベンチャー支援機関等と日本の起業家等をつなぐ枠組みを構築することで、事業提携先の発掘やビジネスノウハウの向上等を支援する（「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」等）。

また、シリコンバレーとの連携の質を高める観点から、我が国との協力関係に熱心なシリコンバレーの起業支援者等の発掘を強化するとともに、こうした取組を、アジア、イスラエル、欧州等の他の先端拠点にも面的に拡大し、各地域の特性に応じた戦略的な連携体制を構築する。

さらに、海外のベンチャーキャピタルによる日本の研究開発型ベンチャーへの投資を促す仕組みの構築や世界最先端の技術・知見を取り込んだ研究・社会実装拠点の形成等、海外の起業家や起業支援者等の呼び込みを強化するとともに、こうした取組と大企業との連携を強化し、民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築につなげていく。

加えて、2020年の「グローバル・ベンチャーサミット（仮称）」（東京オリンピック・パラリンピック競技大会が行われる2020年に、世界中から、一流の経営者、起業家、ベンチャーキャピタル、機関投資家等を招いてビジネス・マッチング等を行う世界規模のイベントを開催予定。）に向けて、他の国際的な大規模イベント等とも連携しながら、我が国のベンチャー・エコシステムの魅力を海外の経営者、起業家、ベンチャーキャピタル、機関投資家等に向けて「見える化」し、関係省庁一体とな

って情報発信していく。

イ) 「攻め」の地方案件の発掘

特区の活用やシェアリングエコノミーの推進等を通じて、過疎や人手不足等の地域の課題を解決するための新事業の普及を後押しする。

また、政府関係機関等による地域案件発掘キャラバンや地方のスタートアップアクセラレータ、創業支援に熱心な市区町村との連携強化を図る。

さらに、地域のネットワーク活用による地域経済を牽引する中小・中堅企業の発掘、地域大学を起点にしたイノベーション創出支援、「地方版IoT推進ラボ」の創設等の施策を一体的に実施し、地方案件の「攻め」の吸上げを徹底していく。

加えて、世界や首都圏で起業や経営にかかる経験を積んだ人材が地方に環流し、地方の企業に対して「攻めの経営」を促すとともに、起業家の発掘や地域づくり等を担えるような仕組みを構築する。

また、社会的起業を目指す心ある若者の発掘・育成も含めて、地域の共通課題を、ベンチャースピリットと民間事業ノウハウを持って積極的に解決する、パブリックベンチャーの形成を進める。

ウ) 世界と地域をつなぐ関係施策の一体的な実施（政府関係機関コンソーシアム及びアドバイザリーボードの設置）

政府関係機関コンソーシアムでは、施策広報の連動、各種イベントの合同開催、申請書類の共通化、各種調査結果（大学発ベンチャーの成長要因分析、起業活動の国際比較等）の共有及び活用促進、統計・データベースの整備、政府全体のベンチャー施策マップの作成等について検討し、可能な限り連携し実施していく。

アドバイザリーボードでは、地域ベンチャー企業の攻めの発掘等を通じて各政府関係機関から提案等のあった成長可能性を感じるベンチャー企業等に関する支援方針のアドバイスや、外部機関・企業等への橋渡し等を実施する。その際、政府機関は連携して各政府機関の有する政策支援を講じていくこととする。また、アドバイザリーボードは、各施策の実施スキームや活用すべき支援人材の人選等に関し、アドバイスを行う。

さらに、ベンチャー企業への資金供給の在り方等についても引き続き

検討を進めるとともに、政府調達に係るベストプラクティスの収集・横展開等を行っていく。

② 民間による自律的なイノベーションエコシステムの構築支援（大学・国立研究開発法人、大企業等の潜在力の発揮等）

国立大学法人による大学発ベンチャーへ投資するファンドへの出資が可能となったことから、引き続き東京大学、京都大学、大阪大学、東北大学の四大学のファンドによる投資活動を促進する。

また、大学の研究成果を活用してコンサルティング事業等を行う者への出資を可能とする指定国立大学法人制度の積極的な活用を推進する。

さらに、少なくとも5つの大学・国立研究開発法人について、世界のトップ人材や企業との共同研究施設を備えた、世界最先端の戦略研究拠点とすることを目指す。併せて、企業と大学双方のトップが関与した本格的な産学連携の実現に向けて、大学による、組織を挙げた産学連携体制の構築及び知財マネジメントの徹底を促す。

加えて、民間企業によるベンチャー投資活性化等のため、大企業とベンチャー企業との連携促進や官民ファンドによるマッチング投資等によって、ベンチャーやVCへの出資やカーブアウトを推進するとともに、その投資先となるベンチャー企業の増加に向けて、起業に挑戦する人材の増加を目指し、人材育成の取組を推進する。

あわせて、米国の動向等も参考に、我が国に馴染む、いわゆるフィランソロピーのあり方について検討する。

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-1. 人材力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す。」(2014 年度：71.4%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100%を目指す。」(2014 年度：31.9%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す。」(2014 年度：27.2%)

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 5 年（2018 年まで）で 24 万人」（2014 年：12 万人）

⇒2015 年：12 万人

《KPI》「2020 年：20～34 歳の就業率 79%（2012 年：74%）」

⇒2015 年：76.1%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、人的資本への投資が確実かつ長期的なリターンを得るとの考えに基づき、未来を支える人材力を強化するために、起業家体験等を含めたキャリア教育の推進や、専修学校と産業界が連携した教育体制の構築、大学等におけるインターンシップの推進、専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実、働き手のキャリアアップに関する取組等を掲げた。こうした人材力強化に係る取組は、引き続き推進していくことが重要である。また、グローバル人材育成の観点から、英語能力向上のための取組強化や、海外の子供たちが質の高い教育を受けられるよう在外教育施設における教育環境機能の一層の強化を図るべきである。同時に、新たな第 4 次産業革命という大変革を見据え、未来投資である人材力強化の観点から新たな取組を進めて行く必要がある。

i) 未来社会を見据えた初等中等教育の改革

第4次産業革命の時代に向けて、一人一人の多様な能力を最大限に引き出し、異なる多様な知を結びつけながら新たな付加価値を生み出すことができる人材の育成が求められる。

そのためには、初等中等教育において、社会や世界の変化に対応した「社会に開かれた教育課程」を地域・社会と連携しながら実現し、「次世代の学校」に相応しい、アクティブ・ラーニングの視点による学習や、個々の学習ニーズに対応した教育を実現するとともに、必要な情報を活用して新たな価値を創造していくために必要となる情報活用能力の育成（プログラミングを含む）が必要である。

また、ITや外部人材の活用により多忙な雑務から教員を解放し、教員の負担軽減と授業に向き合う時間確保を図ることも重要である。

これらの課題解決に向けて、必要となる初等中等教育改革の取組について、以下に掲げていく。

① 変革の時代に求められる教育の全国展開

新たな時代に向けて我が国の強みを生かした教育改革を推進するため、教員の授業力の向上と積極的なIT活用のベストミックスを図りながら、語彙や読解力などの知識・技能、創造的な課題解決力を育み、対話的・主体的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点による学習改善や個に応じた指導（アダプティブ・ラーニング）を徹底し、「次世代の学校」に相応しい、学校の中における課題解決力の育成や個々の子供の理解度に応じた丁寧な教育を実現する。

また、次代に求められる、課題発見・解決にITを活用できる情報活用能力を発達段階に応じて育成するため、全ての教科の課題発見・解決等のプロセスにおいて、各教科の特性に応じ、ITを効果的に活用する。プログラミング教育については、小学校における体験的に学習する機会の確保、中学校におけるコンテンツに関するプログラミング学習、高等学校における情報科の共通必修履修科目化といった、発達の段階に即した必修化を図る。

このような教育を全国的に実施するため、小学校においては2020年度から、中学校においては2021年度から、高等学校においては2022年度から開始される新しい学習指導要領の見直しに関する結論を本年度

中にまとめ、必要な措置を講じる。

さらに、新たな時代を牽引する突出した人材の育成に向けて、既存の取組を見直しつつ、理数・情報分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象とした特別な教育の機会を設けることにより、その能力を大きく伸ばすための取組を検討・推進する。

② 教育コンソーシアムによる官民の連携強化

アクティブ・ラーニングやプログラミング教育を含め、学校現場で利用される IT 教材・コンテンツは画一的に決めるのではなく、学校現場のニーズに応じて、民間や教育現場の創意工夫による教員の授業力を支えるものを広く共有・評価し、進化させながら普及していくことが重要である。そのため、文部科学省を中心に経済産業省や総務省が連携して、本年中に学校関係者や教育関連や IT 関連の企業・ベンチャーなどで構成される官民コンソーシアムを設立し、優れた教育コンテンツの開発・共有や学校への外部人材の派遣などの IT を活用した教育を加速させる官民連携による取組を開始する。

③ 教員の授業力向上と IT 環境整備の徹底

学校現場で子供と向き合う一人一人の教員の授業力を最大限発揮させるためには、海外の優れた取組を参考にしながら、IT や民間教育ツールを効果的に活用することが有効である。そのため、教員養成・研修において、IT 等を活用した教員の授業力を更に向上させるための取組を強化する。こうした取組を推進するため、教員の資質向上を図る教員養成・採用・研修の一体改革のための法案について、次期国会を含めた早期の提出を目指す。

また、学校現場に民間等の外部人材の活用を図ることが重要であるため、地域・社会との連携・協働を推進するとともに、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用を促進する。

さらに、IT を活用した教育を行う上では、学校の IT 環境整備も重要である。そのため、学校で使用する IT 機器の整備やネットワーク環境について、海外の優れた取組も参考にしつつ、子供が利用する端末の「1 人 1 台体制」や安定した無線 LAN 環境などを構築する必要がある。その際、個々の子供に応じた多様な教材や動画コンテンツなど処理するデータ量が従来より飛躍的に増加する傾向や、校務支援システム等と一体的

に機能することが求められる点など、ソフト面の要素も勘案しながら、2020年以降の教育現場に求められる実用的・効果的なIT環境を整備することが重要である。こうした観点を見据えながら、教育現場で求められる機器や無線LAN環境等の標準化、地方自治体の規模や整備状況に応じた計画的な環境整備などの具体的方策を「教育の情報化加速化プラン」として今夏までにまとめた上で、IT環境整備計画の策定を促すなど、地方自治体等における取組を着実に進める。

④ 初等中等教育の情報化における著作権等の課題への対応

初等中等教育の情報化を進める上で、例えば、教員が作成した自作教材等をクラウド等で管理・共有する際の著作権に関する課題などを解決するために、権利の保護と利用とのバランスに留意しつつ、著作権制度及びライセンスの在り方について検討を行い、本年度中に文化審議会においてあるべき方向性について取りまとめることを目指す。

また、今後の初等中等教育の情報化を進めていく上で、教育コンテンツの活用や子供の学習情報などをクラウド上で管理・共有していくことが有効であり、全国の学校現場に普及させる必要がある。教育分野におけるクラウド活用に向けた地方公共団体における個人情報保護条例や情報セキュリティポリシーの対応については、自治体によって取扱いが異なるところもある。そのため、個人情報の保護・情報セキュリティの確保とクラウド活用による教育現場での利便性・効率性の整合が全国で図られるよう、総務省は、文部科学省と連携しながら、先進事例等を本年度中に整理し公表することにより、学校現場における教育の情報化を促進する。

ii) 高等教育等を通じた人材力の強化

① 第4次産業革命時代に即した世界トップレベルの人材の輩出（卓越大学院（仮称）・卓越研究員制度による人材育成・強化）

産業界のニーズも踏まえつつ、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国の強い分野の最先端の教育を可能にし、また、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学等が連携する「卓越大学院（仮称）」を形成する。「卓越大学院（仮称）」では、即戦力にもなる人材を既存の研究科・専攻の枠を超えて育成するとともに、学際融合も含めた学位授与も可能とする。

また、本年4月に産学官からなる卓越大学院（仮称）検討のための

有識者会議が取りまとめた「基本的な考え方」で新産業創出に資する領域を含む4つの領域が示されたこと等を踏まえ、本年度から開始される大学と企業における構想に関する本格的かつ密な協議を促進するとともに、教育課程の編成や連携体制の整備など大学院教育プログラムを来年度から順次構築する。

なお、「卓越大学院（仮称）」では産学共同研究に学生が参画するケースもあるため、大学・国立研究開発法人に対するガイドラインの策定に当たっては、学生関与に係るルールも含めることとする。【再掲】

また、優れた若手研究者が安定したポストと自由な研究環境で活躍できることを可能にする卓越研究員制度については、本年2月から公募が開始されたところであり、多数の民間企業からも卓越研究員受入れの意思が表明されたことは、人材・技術の流動化の観点からも歓迎すべき動きである。本年中の卓越研究員及びその受入機関の決定の実績等を分析しつつ、大学、国立研究開発法人、民間企業等での卓越研究員の受入れが円滑に進むよう、制度を着実に推進する。特に、特定国立研究開発法人や指定国立大学法人では、他機関に先駆けて民間企業等とのクロスアポイントメント制度を活用した卓越研究員の受入れを積極的に推進する。

② IoT・ビッグデータ・人工知能等を牽引する^{けんいん}トップレベル情報人材の育成と高等教育における数理教育の強化

IoT・ビッグデータ・人工知能等の進展に対応した未来社会を創造する人材の育成・確保に向けて、高等教育において、高度なレベルのデータサイエンティストなどを育成する学部・大学院の整備を促進する。理工系の基礎となる数学教育の標準カリキュラムの開発等を通じて全学的な数理・情報教育の強化を行うとともに、数理・情報教育を行う産学連携ネットワークの構築など、大学・大学院・高等専門学校における数理・情報分野に関する専門人材の育成機能を強化する。

また、トップレベルの人材育成のため、特定国立研究開発法人等において、高等教育機関等と連携し、世界レベルの研究者を糾合してIoT・ビッグデータ・人工知能やモノづくり・ロボット等の駆動系の融合領域等における研究と人材育成を一体的に行うとともに、ナノテク・材料、地球環境分野など我が国が強みをいかせる分野においてビッグデータ等の戦略的な共有・利活用を可能にするための国際研究拠点を形成し、専門人材を育成する。なお、これらの融合領域等において、卓越大学院

(仮称)が形成される場合や卓越研究員が選定される場合には、人工知能技術戦略会議等との連携を図りつつ、即戦力にもなる博士人材や優秀な研究者の育成を図る。

③ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関

産業構造の急激な変化とともに、働き手に必要とされる能力・技術も加速度的に変化を続けていく現在、誰もが、必要なタイミングで、迅速かつ柔軟に高度な職業的専門性を身に付けることができる環境整備が必要である。この環境整備の実現を担う「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」について、専門性に富み、従来の大学卒業生と同等以上の賃金・学位を得て、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る「高度職業人材」を輩出する教育実施体制を備え、我が国の人材力を抜本的に強化する今までにない「職業プロ養成機関」として創設する。入職前の若者はもちろん、現職でのステップアップ・より活躍できる職を希望する意欲的な社会人など、幅広い年齢層が学ぶ場として、質の高い実践的な職業教育と柔軟な学習環境を提供するため、平成 31 年度の開学に向け、以下について中央教育審議会の議論を経た上で、今年中を目途に所要の法的措置を講ずることを目指す。更に、法案成立後速やかに、新たな時代に即した設置基準を整備する。

ア) 今後の産業界の人材獲得ニーズの反映

第 4 次産業革命が進行する中で変化していく、産業界で求められる人材層や人材スペックといった新たな社会的ニーズを、国や関係業界と連携しながら適切に把握し、優先順位をつけて個々のカリキュラムやプログラムに反映できる仕組みを整備する。

イ) 新たな時代に即した、柔軟な学習環境の提供

実社会における変化に即時的に対応し、若年層・社会人を問わず高度な職業的専門性を習得できるよう、施設・設備等について合理的かつ柔軟なものとするとともに、社会人がアクセスしやすい多様なカリキュラムが提供される仕組みを整備する。

ウ) 教える人材の柔軟な確保・育成

それぞれの分野で教える適切な人材を十分に確保・育成するため、

実務家教員をはじめ、産業界の人材獲得ニーズに対応できる外部人材を積極的に活用する。その際、ティーチングスキルを短期間で身に付けられる研修機会を提供する等、実務家教員の効果的な登用が実質的に進む仕組みも併せて整備する。

エ) 「職業プロ養成機関」としての質担保・向上のビルトイン・インセンティブ

受講者の就職率・起業率、社会人受講率、受講者満足度等の実績に基づいた客観的指標と支援策とをリンクさせた評価制度を構築する。また、「専門性に富み、従来の大学卒業生と同等以上の賃金・学位を得て、世界の産業革命をリードするような現場レベルの革新を牽引し得る『高度職業人材』を輩出する教育機関」という社会的意義・使命を確保するため、十分な質を担保しながら認可する仕組みを整備する。

④ 「第4次産業革命 人材育成推進会議」の開催

第4次産業革命が進行し、産業界で求められる人材層や人材スペックも変化していくことが予想される中、中長期的な産業構造・就業構造の変化を踏まえ、成長産業で活躍できる人材を、戦略的に育成していく必要がある。このため、関係省庁・産業界・労働界・教育機関・職業訓練機関や人材育成産業等が連携しながら、今後到来すると考えられる産業構造・就業構造の変化と、その中で想定される新しい産業に即した人材像・その資質や能力を適切に描き出すとともに、その結果を官民で認識共有し、職業能力開発政策・教育政策等へ具体的に反映させる仕組みを本年中に整備する。

⑤ 専門職大学院、高等専門学校、専修学校における高度専門職業人等の養成機能の充実

日本経済の成長を支える経営人材を質・量ともに豊かに輩出し、サービス産業等の生産性の向上を図るため、経営系専門職大学院について、グローバル化や地域密着、発展が見込まれる特定分野の強化といった各校の特徴を伸ばす形での人材養成機能の充実を図る。また、専門職大学院制度を早急に見直し、学生や産業界など多様な関係者の視点を取り入れた評価の充実、国際的評価機関による評価の促進、学部・研究科等との連携の促進、企業等のニーズを踏まえた核となる科目の明確化等を進

める。

高等専門学校について、今後の社会の変化や企業のニーズに対応した学科再編などの教育プログラムの見直しを推進する。また、グローバルに展開する日本企業を支える人材育成のため、東南アジア等から高等専門学校への留学生受け入れや、これらの国への高等専門学校の海外展開を促進する。

専修学校についても、グローバル化に対応した人材育成のための留学生受け入れ促進等に関する方策や、「職業実践専門課程」の実績検証等を含めた専修学校教育の在り方について、本年度中に検討し、産業界のニーズを踏まえた専修学校の専門人材の育成機能の強化と質の保証・向上を図るために必要な制度的措置等を来年度までに講じる。

さらに、これらの高等教育機関における高度専門職業人等の養成機能充実に当たっては、中長期的な産業構造の変化を踏まえ、成長産業で活躍できる人材育成を戦略的に行う等の制度の充実に努める。

iii) 企業の人材管理の促進

① 企業における人材育成等の取組の情報提供の促進

企業の人材育成等の取組に関する情報（以下「職場情報」という。）について、求職者にとって実用性が高く、人材育成に前向きに取り組む企業が積極的に評価されやすいデータベース化が必要である。このため、求職者に有益な「職場情報」のフォーマットを作成し、幅広い「職場情報」の積極的な提供を企業に要請する。また、企業の「職場情報」を求職者に提供する際、企業間の比較を容易にし、希望に沿った職業選択に資するよう、一覧化を図る。これらについて、来年度からの実施を目指し、本年度中に対処方針を取りまとめる。

② 中高年人材の最大活用

企業を取り巻く環境変化の加速化により、企業内の人材育成のみでは変化に十分に対応できなくなっており、また、転職等により様々なキャリアを持つ働き手が増加している中で、特に即戦力を必要としている企業（例えば地方の中小企業や成長軌道にある新興企業等）で、能力と経験を有する人材が持てる能力を存分に発揮できる仕組みを整備すべきである。このため、公益財団法人産業雇用安定センターにおける「試行在籍出向プログラム」を通じ、試行型出向のノウハウ・課題を整理・取

りまとめ、平成 30 年度の創設を目指す更なる支援制度の在り方を来年度中に検討し、結論を得る。また、「セルフ・キャリアドック」等による若年期からの継続的なキャリアコンサルティングの機会を確保する。

③ 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の加速化（「セルフ・キャリアドック」の導入・促進等）

未来を担う若者が、職業生活において自身の能力や個性を發揮できる環境の実現を目指す。そのため、若者雇用促進法の成立も踏まえ、企業による職場情報提供の促進や「セルフ・キャリアドック」の導入促進等、企業における人材育成等を推進するとともに、専門実践教育訓練等を活用して、労働者のキャリア形成に資する IT 技術の習得など、自発的な能力開発を支援する。また、生産性の高いものづくり分野の人材育成のため、若者の技能検定の受検料の減免を速やかに検討し本年内に結論を得るとともに、技能五輪国際大会の日本への誘致に向けた具体的な方策を検討し、来年度年央までに結論を得る。

2-2. 働き方改革、雇用制度改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「失業期間6か月以上の者の数を今後5年間で2割減少」(2012年：151万人)

⇒2015年：108万人

《KPI》「転職入職率(パートタイムを除く一般労働者)を今後5年間で9%」(2011年：7.4%)

⇒2014年：8.9%

《KPI》「2020年：20～64歳の就業率 81% (2012年：75%)」

⇒2015年：78.1%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少がもたらす供給制約に対応し、引き続き持続的な成長を実現するため、労働基準法等の一部を改正する法律案の早期成立を図りつつ、生産性の高い働き方の実現や、多様な働き手の参画に向けた働き過ぎ防止について、取組を強力に推進する。

i) 働き方改革の実行・実現

① 生産性の高い働き方の実現

更なる働き方改革を推進し、生産性の高い働き方を実現するためには、個人が「就社」意識から脱却し、職の選択に当たり、職場に長時間拘束されず、能力や個性に応じた専門性を磨き、自らの価値を最大限引き出せる職場か否かを重要な考慮要素とする考え方が社会の中で一層浸透することが重要である。このため、労働時間や人材育成等に関する企業の取組・実績の見える化を更に進めるための方策について検討を進める【後掲】(「Ⅲ-2-2-ii)労働市場での見える化の促進」において詳細記載)。また、働き方改革に関して様々な形で好事例の収集・公表が行われているが、労働時間削減のみでなく、生産性を向上させ、収益の拡大につながるという視点も踏まえたものへと充実させていく。また、テレワークのような柔軟な働き方について、企業の生産性向上に貢献する在り方を調査分析・公表すること等により、活用促進を図る。

加えて、「全産業の生産性革命に向けた労働・金融連絡会議」を開催するとともに、雇用創造政策に対する地域金融機関等の助言等の取組を推進するなど、関係省庁が連携しながら、経営管理改善・雇用管理改善双

方に取り組む企業等を一体的に支援していくことにより、地域中堅・中小企業の労働生産性向上の加速化や、成長産業における人材確保等を図る。

② 高度プロフェッショナル制度の早期創設

「高度プロフェッショナル制度」について、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、創造性の高い働き手はその能力を十分に発揮し、効率的な働き方ができるような選択肢を増やしていくことが重要である。このため、省令で規定することとしている対象業務について、時代とともに変化する新しい産業や市場におけるイノベーション創出につながる業務が、労使間の適切な話し合いにより適切かつ柔軟に認められるよう、労働基準法等の一部を改正する法律案の成立後、労働政策審議会において検討し、早期に結論を得る。

また、制度導入に当たっては、

- ア) 企業側の支援として、制度対象者の労務管理を行いやすくするために必要な情報や就業規則記載例を法定指針やリーフレット等に明記する。
- イ) 労働者側の支援として、制度利用希望者へ丁寧な情報提供を行うとともに、必要に応じて制度対象者の不安を解消し、トラブル発生時の迅速な問題解決を支援する、ワンストップの相談体制の整備・周知等の支援策を実施する。

③ 同一労働同一賃金の実現等

女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるべく、非正規雇用労働者の待遇改善を更に徹底していく必要があり、同一労働同一賃金を実現するため、

①労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法の的確な運用を図るため、どのような待遇差が合理的であるか又は不合理であるかを事例等で示すガイドラインを策定し、普及啓発を行う。

②ガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにする。その是正が円滑に行われるよう、欧州の制度も参考にしつつ、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規労働者との待遇差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正等を検討し、関連法案を国会に提出する。

また、「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月28日正社員転換・待遇改善実現本部決定）を踏まえ、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力的に推進する。

④ 長時間労働の是正

長時間労働を前提とする働き方の改革を男性・女性を問わず社会全体で進めていくことにより、育児と介護等を理由にこれまで仕事に就けなかった新たな働き手の就労等が可能となる。また、労働時間の減少を生産性向上で補おうとする企業の様々な取組・工夫や勤務時間内で成果を挙げようとする個人のモチベーションの高まりが労働の「質」を向上させることにより、企業の稼ぐ力が向上するとともに、出産・育児と仕事の両立促進等により、出生率の向上につながることも期待される。また、少子化対策の観点からは、我が国の人口分布等からも、早急に長時間労働是正の取組を強化することでより高い効果が得られることに留意すべきである。世界における日本の産業競争力を維持し、持続的な経済成長を実現するため、また、日本社会の構造的課題である少子高齢化に挑戦するためにも、長時間労働是正の取組をこのタイミングで迅速に政策決定し、強化することが必要である。既に政府の働き方改革に向けた様々な取組により、働きながら出産・育児にチャレンジするマインドが高まる動きが顕著になっており、このタイミングを捉えて、更に後押しすることが重要である。

ア) 労働基準法の執行の強化

労働基準法に基づく労働基準監督署による監督指導を強化する。特に月80時間超の時間外労働が疑われる全ての事業場を重点監督の対象として、監督指導を徹底する。また、月80時間超の時間外労働を定めた三六協定の届出がなされた場合等の指導助言を強化する。

また、労働基準法の執行を強化する観点から、労働基準法の内容や相談窓口の周知徹底を改めて図るとともに、監督指導の強化を実効あるものとするため、必要な人員体制の整備を含め、監督指導・捜査体制の強化を行う。

イ) 時間外労働規制の在り方の再検討

昨年4月に国会に提出した労働基準法等の一部を改正する法律案の

早期成立を図りつつ、三六協定における時間外労働規制の在り方について、再検討を行う。

ウ) 企業の自主的な取組の促進

法執行の強化のための措置に加え、長時間労働の是正に向けた企業の自主的な取組を促進するため、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）に基づくガイドラインを改正し、勤務間インターバル措置を講じることなど、より踏み込んだ措置を自主的な取組の具体例として盛り込む。また、長時間労働是正や勤務間インターバルの導入に向けて自主的に取り組む企業を支援する。

エ) 国家公務員の取組促進

企業での取組を促進する上でも、国家公務員の長時間労働の是正に向けた取組を推進する。具体的には、本年4月より拡充されたフレックスタイム制も活用した「ゆう活」、業務効率化、長時間労働是正に向けた管理職等の取組・実績の人事評価への反映の再徹底等の「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づく取組を進め、これら「働き方改革」の進捗を踏まえてシステムによる勤務時間管理を検討する。また、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」での検討を踏まえ、ペーパーレス化やテレワークに関する先進事例の横展開を速やかに実施するとともに、国会関係業務の効率化の促進を図る。加えて、管理職に求められるマネジメント能力の把握やその向上に向けた取組の在り方について検討する。

オ) 全国的なワーク・ライフ・バランス運動の展開等

長時間労働是正に向けた社会的気運を醸成するため、ワーク・ライフ・バランスの実現のためのセミナー等が全国で展開されているが、その際、意識啓発にとどまらず、ワーク・ライフ・バランス実現のための具体的な実践方法やベストプラクティスの共有を図るものへと内容を充実させていく。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現が企業の業績等にもたらす効果を把握・分析するため、これまで国の表彰や事例収集等の対象となった企業におけるその後の取組・実績についてフォローアップを行う。企業におけるワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組を促進するた

め本年度より導入した、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を国の調達においてより幅広く評価する枠組みについて、本年度中に独立行政法人等の調達に拡充し、来年度から原則完全実施する。あわせて、地方公共団体や民間企業等における同様の取組の促進を図る。

⑤ 持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げのための環境整備

全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環が持続・拡大されるよう、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図りつつ、引き続き、賃金引上げを推進するとともに、最低賃金について、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しながら引上げに努める。

ii) 労働市場での見える化の促進

女性の活躍推進企業データベースの開設（本年2月）や若者雇用促進法による職場情報提供の開始（本年3月）等、職場情報の「見える化」の取組について、人材育成や長時間労働是正などの働き方改革に積極的な企業ほど労働市場で選ばれ、それが企業の自主的な取組を更に促進する、という好循環の実現を目指す。このため、これらの情報提供の仕組みについて不断の改善を図るとともに、若者・女性といった属性に縛られない利便性の高い情報開示の仕組みとなるよう、様々な「見える化」の取組の統合等に向けて、①利便性の高い検索機能や企業間比較の仕組みの導入、②「えるぼし認定」「くるみん認定」「ユースエール認定」「なでしこ銘柄」「健康経営銘柄」などの各種認定制度等との連携（取得の有無の表示等）、③情報提供の対象項目（長時間労働是正の観点から、例えば、三六協定で締結された時間外労働時間数について、企業の情報提供を可能とする等）、④長時間労働の是正や多様な働き方等、上場企業における働き方に関する方針の開示の在り方等についても検討した上で、来年度からの実施を目指し、本年度中に対処方針を取りまとめる。

iii) 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）を踏まえ、昨年10月に設置した「透明かつ公正な労働紛争解決システム等

の在り方に関する検討会」において、解雇無効時における金銭救済制度の在り方とその必要性を含め、予見可能性の高い紛争解決システム等の在り方の検討を速やかに進め、可能な限り早期に結論を得た上で労働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

2-3. 多様な働き手の参画

(1) KPI の主な進捗状況

(女性の活躍推進)

《KPI》「2020年：女性の就業率（25～44歳） 77%」

⇒2015年：71.6%（2012年：68%）

《KPI》「来年度末までに約50万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」（「待機児童解消加速化プラン」）

⇒2013年、2014年度の2か年の保育拡大量は約21.9万人

(高齢者の活躍推進)

《KPI》「2020年：60～64歳の就業率 67%」

⇒2015年：62.2%（2012年：58%）

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率 2.0%」

⇒2015年：1.88%（2012年：1.69%）

(高度外国人材の活用)

《KPI》「2017年末までに5,000人の高度人材認定を目指す。さらに2020年末までに10,000人の高度人材認定を目指す。」

⇒ポイント制の導入（2012年5月）から2015年12月までに高度人材認定された外国人数は4,347人

(2) 新たに講ずべき具体的施策

女性活躍推進法が本年4月から全面施行され、企業等において、同法に基づく行動計画の策定等の取組が進展していることをも踏まえ、女性活躍の更なる推進に向けて、以下の施策を推進する。あわせて、「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、非正規雇用の女性の待遇改善、テレワークの推進を含めた多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革等の取組を推進する。

また、65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバー人材センターの業務拡大等を盛り込んだ雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）が本年4月から順次施行されることも踏まえ、高齢者

の活躍促進に向けて、生涯現役で活躍できる社会の実現に向けた環境整備を加速する。

外国人材の活用については、IT分野において、外国人IT人材の日本への留学やその後の就労支援等を実施するため、昨年11月、コンピュータソフトウェア協会を母体として、アジア等IT人材定着支援協議会が設立された。世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくため、IT人材等の優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込んでいく。

i) 女性の活躍推進

① ダイバーシティ経営の実践の促進

これまでの「なでしこ銘柄」や「ダイバーシティ経営企業100選」等の取組を踏まえ、好事例の分析等を通じて、企業の成長性や収益性の向上につながるダイバーシティ経営（女性のみならず、外国人や障害者等の登用を広く含む。）の在り方を明確にするとともに、例えば、ダイバーシティ経営を促進する情報提供の在り方等、企業・投資家双方への訴求力を高める方策について議論する新たな検討の場を立ち上げ、本年度中に一定の結論を得る。

また、上記検討の場とも連携しつつ、企業の人材管理の観点にとどまらず、資本の効果的な活用という観点から、持続的な価値創造に向けた投資のあり方検討会において、持続的な企業価値を生み出すための企業経営や投資の在り方、それを評価する手法について、狭義のESG（環境、社会、ガバナンス）だけでなく、人的資本、知的資本等を視野に入れた総合的な検討を本年度中に行い、一定の結論を得る。

② 待機児童解消に向けた取組強化

来年度末の待機児童解消の実現に向け、「待機児童解消加速化プラン」、本年3月に取りまとめた「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」等を踏まえて、経済・財政再生計画の枠組みの下、安定財源を確保しつつ、保育の受け皿の整備や保育人材の確保を着実に進める。具体的には、本年3月に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第22号）により創設された「企業主導型保育事業」の本年度からの積極的な展開、ICTの活用等による業務負担軽減や保育士資格の取得支援等の取組とともに、保育士等の更なる処遇改善やキャリアパス

の構築を行う。

大規模マンション等の建設時の保育施設併設を促進するため、容積率緩和の特例措置を活用した保育施設併設のモデル事例を取りまとめて、地方自治体等への周知を図る。その際、地方自治体内における都市計画部局及び建築部局と保育部局の連携等を深め、都市計画の立案時点や、特例措置の許可申請時点から、関係部局間で連携した取組がなされるよう、地方自治体への周知徹底を行う。

今後も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。その際、中長期的に、専門的知識と技術をもつ保育士の社会的評価を向上させ、保育士がより魅力ある職業となるよう、諸外国における保育士の制度・事例の調査・分析を本年度中に行い、保育士の社会的評価をより向上させる方策について検討を行う。

③ 女性が働きやすい制度等への見直し

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。

税制については、「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」（平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ）や「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」（平成27年11月13日政府税制調査会取りまとめ）を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。

社会保障制度については、本年10月からの大企業での短時間労働者への適用拡大の施行を円滑に進めるとともに、中小企業についても、労使合意に基づく適用拡大の途^{みち}を開く制度的措置を講じる。また、年金機能強化法附則第2条に基づき、被用者保険の適用拡大の施行後3年以内に、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていく。

国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

ii) 高齢者の活躍推進

働く意欲のある高年齢者が年齢に関わりなく、その能力や経験をいかして生涯現役で活躍できる社会の実現を目指し、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年延長を行う企業等への支援を充実する。また、地域の協議会を活用して多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国に展開していくとともに、ハローワークの「生涯現役支援窓口」や高年齢退職予定者のマッチングのプラットフォームとなる「高年齢退職予定者キャリア人材バンク」の活用等を通じて、高年齢者の再就職支援を行い、高年齢者の活躍機会の飛躍的向上を図る。

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

iv) 外国人材の活用

第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、高度IT人材のように、情報技術の進化・深化に伴い幅広い産業で需要が高まる高度外国人材について、より積極的な受入れを図り、我が国経済全体の生産性を向上させることが重要である。

このため、高度外国人材の受け入れに向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍してもらえるような戦略的な仕組みを構築する。

① 高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討

高度IT人材など、日本経済の成長への貢献が期待される高度な技術、知識を持った外国人材を我が国に惹きつけ、長期にわたり活躍してもらうためには、諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備することが必要である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期

間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。あわせて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進する。

また、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野において、我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請の在り方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。

② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

加えて、留学生関係団体と連携した普及広報の強化や外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を通じて、関係省庁が連携し外国人留学生の日本国内での就職を推進する。

また、日本政府のODA等の公的資金を活用した、アジア各国での高度人材育成事業により輩出された人材は、我が国との親和性が高い者が多く、国内産業のイノベーションを促進するとともに、母国の発展にも貢献し、我が国と各国の紐帯を強める一助ともなることが期待される。こうした人材が日本とアジア各国との間で還流することを促すため、アジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等における、日本政府のODAによる高度人材育成事業の内容に日本の産業界のニーズを反映させ、充実を図る。また、これらの事業を既に実施している大学・大学院に加え、これまでかかる事業を実施していなかったアジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等についても、優秀な学生等に対して次の措置を講ずる。

- ・我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に、人材育成の面で貢献することを目的として、来年度から平成33年までの5年間で1000人を目標に優秀な学生等を日本に招

へいし、長期・短期の研修（日本の大学への留学、日本企業でのインターンシップ等）を提供する。

- ・優秀な学生等のうち日本企業への就職を希望する者に対して、ジョブフェア、マッチング事業等のサービスを各省が連携して効果的に提供する。
- ・優秀な学生等であって、外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。

③ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

本年3月より開始された「製造業外国従業員受入事業」の仕組みを参考として、製造業以外の我が国経済の成長に資する分野についても、我が国企業の強みをいかしたグローバル展開を促進する取組を拡大する観点から、特定の専門技術を国内で修得する必要性に応じ、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とすることについて、本年度内にニーズ調査を実施の上、検討を行い、結論を得る。

④ 在留管理基盤強化と在留資格手続きの円滑化・迅速化

今後、一層の外国人材の受け入れを目指すに当たっての基盤として、外国人の在留状況をより適切に管理する必要がある。このため、「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続きの円滑化・迅速化について平成30年度より開始するべく、所要の準備を進める。

⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備

外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。特に、教育環境については、日本の一般的な公立学校においても日本語指導を受けながら学校生活を過ごせるよう、可能な限り早期に日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率100%を目指すとともに、特に日本語指導の必要な外国人児童生徒の

多い地域においては「JSL カリキュラム」における指導が確実に実施されるようにする。また、医療機関、銀行、電気・ガス事業者等に対して、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行うよう関係省庁から働きかけるとともに、特に「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」については本年度中に 40 か所程度へ拡充する等、生活環境の整備を進める。

(外国人材受入れの在り方検討)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

IV 海外の成長市場の取り込み

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

⇒2015 年度末時点 : 39.5%

※日本の貿易総額に占める、2015 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2015 年貿易額ベース)

※6 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中。

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。」

⇒2015 年末時点 : 24.4 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額 2010 年比 2 倍を目指す。」

⇒2013 年度 : 13.8 兆円 (2010 年度 : 12.6 兆円)

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」

⇒2014 年 : 約 19 兆円

※KPI は「事業投資による収入額等」を含む。

《KPI》「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」

⇒2014 年度 : 143.6 億円 (2010 年度 : 66.3 億円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込んでいくための官民一体の取組を推進する。本年 2 月に署名された TPP の発効は、世界の GDP の約 4 割を占めるアジア・太平洋の 8 億人の巨大市場の成長を取り込む大きなチャンスをもたらす。これを契機として、「総合的な TPP 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定) に基づく施策を着実に実施することを含め、中堅・中小企業を含む技術力を持った我が国企業の輸出・海外進出を加速化するとともに、対内直接投資を一層拡大し、我が国が、貿易・投資の国際中核拠点(グ

ローバル・ハブ)として持続的成長を遂げることを目指す。

その際、工業品やインフラシステムの海外展開のみならず、地域の特色をいかした地場産品、農産品や、放送コンテンツをはじめとするコンテンツ、サービスの海外展開も推進する。また、各分野間での相互連携や、観光をはじめとした他産業との連携も強化し、地域経済の好循環拡大を図る。

i) 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進

TPP の速やかな発効及び参加国・地域の拡大に向けて取り組むとともに、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者^{けんいん}となることを目指す。

また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」(平成 28 年 5 月公表)の下、2020 年までに 100 の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効を目指す。本目標に向けて、戦略的かつ積極的に新規協定の締結及び既存協定の改正を推進する。交渉相手国については、相手国・地域への投資実績と投資拡大の見通し、産業界の要望、外交方針との整合性、相手国・地域のニーズや事情等を総合的に勘案^{けんあん}の上、毎年度、政府内にて検討を行う。

協定の内容については、新規参入段階から無差別待遇を要求する「自由化型」の協定を念頭に、高いレベルの質を確保するとともに、産業界の具体的なニーズや相手国の事情等に応じてスピード感を重視した柔軟な交渉を行うことに加え、サービスや電子商取引等の分野を含めることも検討するなどして新たな企業活動にも対応した投資環境を作り上げることを目指す。これらの取組を一層加速化するため、外務省を中心に関係省庁が連携し、交渉官数の増加、民間人材の参加促進などにより、交渉体制の整備・強化を図る。

さらに、健全な国際的投資・経済交流の促進により我が国経済を活性化する観点から、今後とも、相手国との経済関係、経済界からの要望等を踏まえ、近年の経済情勢の変化に対応した既存の租税条約の改正を進めるとともに、将来的に我が国との投資関係の発展が見込まれる投資先国との間で新規に条約を締結することで租税条約ネットワークの拡充

に努める。また、取組を一層加速化するため、関係省庁が連携し、交渉体制の整備・強化を図る。

ii) TPP を契機にした中堅・中小企業の海外展開支援

これまで海外展開に踏み切ることができなかった地域企業をはじめ、我が国の中堅・中小企業が、TPP により構築されるグローバル・バリューチェーンに参画し、巨大市場を開拓するための TPP 利活用支援を強力に展開する。このため、TPP の内容や活用方策について丁寧な情報提供及び相談体制の整備を行うとともに、本年 2 月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」の下、海外ビジネスに精通した専門家を活用し、個々の支援対象企業に対し、必要な支援措置の調整や海外事業戦略策定、現地人材の確保、海外認証取得、販路開拓等の総合的な支援を行う。その際、関係省庁、地方公共団体、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）、商工会・商工会議所、海外に展開する日本企業へ融資や助言等を行う金融機関などの各種支援機関が、在外公館や ODA 等も活用しつつ連携することにより、従来組織単位では実現できなかった成功事例の創出とその横展開を図る。支援対象は、工業製品に限定することなく、伝統工芸品、農産品、サービスなど幅広い分野とするとともに、TPP による外資規制の緩和を背景に海外展開の促進が見込まれるコンビニエンス・ストアなどの流通産業との連携を促進する。これらの取組により、総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上を目指す。

iii) 対内直接投資誘致の強化

TPP を契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指して策定された「政策パッケージ」（平成 28 年 5 月 20 日対日直接投資推進会議決定）に基づく施策を実施し、対内直接投資を更に促進する。

投資誘致において主要な役割を果たす地域の自治体が各地域の事情・特性を考慮した戦略的な外資誘致方針を作り上げ、誘致の成功事例を積み上げていくことを支援するため、自治体担当者への人材育成や、内外における投資成功事例の提供に加え、地方創生推進交付金の活用も含めた自治体事業の支援等、自治体への支援策を充実させる。また、これまで海外との接点のなかった地域の中堅・中小企業が、外国企業の経営資

源を活用して技術力強化、販路拡大等の成長力強化を実現できるよう、出資・業務提携を含めた外国企業との提携を促進する。加えて、総理・閣僚のトップセールスの効果的な活用や、在外公館等を通じた広報の強化に努めるとともに、JETRO の体制強化を通じ、投資インセンティブの提供等個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発部門等の高付加価値部門の積極的誘致に努める。

さらに、外国企業を呼び込む上での障害となる事業環境、生活環境の抜本的な改善を図るため、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定）を着実に実施することに加え、上記の「政策パッケージ」に基づき、外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続の抜本的簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し速やかに着手する。並びに、全ての小学校への外国語指導助手(ALT)等外部人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等により、全ての児童生徒に対する質の高い英語教育を実施するとともに、日本法令の外国語訳の拡充や高度人材の呼び込みの強化、外国人留学生の日本での就職促進、外国人児童生徒の教育環境の改善、日常生活における外国語対応の促進にも取り組んでいく。

iv) インフラシステム輸出の拡大

新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要を巡り、受注獲得競争が一層激化する中、世界の幅広いニーズに応えつつ受注目標を達成するため、「インフラシステム輸出戦略」（平成28年度改訂版）（平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定）や「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）とその具体策（昨年11月公表）に盛り込まれた施策を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（本年5月公表）に基づき、世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び更なる制度改善、並びにそれらに資するJICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤確保を行う。インフラシステム輸出は新興国と我が国の双方の経済成長に貢献するとの認識のもと、日本のインフラ事業の魅力を一層高め、競合国との差別化を図るため、政府は、経協インフラ戦略会議

を通じ、案件毎の調整チームの設置等により、政府横断的な対応を推進し、日本企業の積極的な取組を後押ししていく。その際、公的金融機関や官民ファンドを総動員し、出融資や貿易保険等の支援を強化することに加え、現地人材の育成や戦略的対外広報、事業実施可能性調査(F/S)及び実証事業の充実、国際標準の獲得、認証取得のための試験・評価拠点の整備・運用等の支援も含め、様々な政策ツールを効果的に組み合わせ、迅速な意思決定を確保しつつ、官民一体の受注に向けた取組を主導する。

また、インフラシステム輸出に関わる過去の様々な事例を検証の上、教訓・課題を整理し、関係機関等で共有して今後の受注にいかす。さらに、政府間対話の枠組み、首脳・閣僚レベルの会談の機会、現地大使等と先方政府とのネットワークを活用し、これらと人材育成、制度構築支援等の各種支援ツール、民間企業によるインフラ案件の受注に向けた活動との連携を図りつつ、相手国政府の産業政策や開発計画の策定段階から戦略的に関与し、民間企業の受注に結び付ける具体的な取組を推進する。

① 戦略的な人材育成の実施

「産業人材育成協力イニシアティブ」(平成 27 年 11 月公表)の着実な実施を含め、幅広い新興国の成長市場において、インフラ分野のエンジニア育成など、持続的成長に資する産業人材の育成を推進する。その際、即戦力となる産業人材や、産業政策策定を担う行政官の育成のみならず、高等専門学校を含む我が国高等教育機関や研究機関による育成・研究協力も必要である。また、インフラ整備計画の意思決定上のキーパーソンとなる政府関係者等に対し、我が国が比較優位にある環境、安全、エネルギー効率等の基準の重要性に関する認識を高め、それらの基準を、相手国の具体的規制、評価基準の形で組み込んでいくことを狙いとする戦略的な人材育成を行う。さらに、海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。

② 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化

我が国の「質の高いインフラ」の理念の解説や発信を、総理・閣僚のトップセールス、駐日大使館への働きかけ、在外公館の活用等、対象に

応じた効果的な手段を用い、関係省庁・機関横断的に展開するとともに、本年中に我が国のインフラ技術の優位性を紹介する PR 映像等対外広報資料の作成や、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備を行い、戦略的な対外広報を実施する。また、国際会議等における「質の高いインフラ投資」の対外発信や、東アジア・ASEAN 経済研究センター(ERIA)をはじめとした国際機関の事業実施を通じ、同概念の国際的スタンダードとしての位置付けの確立を目指す。国際開発金融機関においては、インフラの質の高さを考慮した調達制度改革が行われるよう働きかけを行う。分野別の取組としては、APEC において、発電所の質の高さを担保するためのガイドラインを本年度内に策定するよう取り組むとともに、その他の分野における取組のアプローチについても検討を進める。

③ 円借款及び海外投融資の一層の迅速化並びに国際開発金融機関との連携強化

新興国からインフラ案件の早期完工を求める動きがますます強まっていることに対応するため、円借款や海外投融資の迅速化のために改善された新制度について、相手国政府に対して周知を図ること等により、活用を促進するとともに、円借款の魅力向上のため、更なる迅速化を実施する。

また、独立行政法人国際協力機構（JICA）がアジア開発銀行（ADB）と合意した新たな支援パッケージや、同機構が米州開発銀行（IDB）と拡充に合意した協調融資枠組みを活用するとともに、我が国人材の採用促進に取り組み、案件組成の上流段階から積極的に関与する具体的事例を創出する。さらに、その他の国際開発金融機関とも、同様の協力関係の構築を進める。

v) クールジャパンの推進

昨年 12 月に設立された「クールジャパン官民連携プラットフォーム」の下で、魅力あるコンテンツと周辺産業が連携した一体的な海外展開を図るため、相乗効果・波及効果の高い具体的な連携案件の組成を推進する。具体的には、民間のコンテンツ関連イベント等の機会に、ビジネスセミナーを開催し連携事例の紹介等を行うことを通じて、コンテンツ分野のみならず、食・観光・製造等、多様な関連事業者の連携に対する関心を喚起するとともに、連携に関する各分野のニーズ調査を行い、連携

案件の事業化の可能性が高い分野・事業者等を特定する。その上で、それら関連事業者と関係機関が参加するマッチングフォーラムを開催し、連携候補案件の発掘を行う。さらに、これら候補案件の事業化を支援するため、クールジャパン機構による連携案件への出資に向けた事業化アドバイスなど、マッチング支援策の強化を図る。

また、アニメなどのポップカルチャーから文化芸術等までの幅広い我が国の魅力を効果的に発信するとともに、文化産業を含めた新たなクールジャパン関連産業を創出する観点から、同プラットフォームの下に検討会を設置し、羽田空港跡地等におけるクールジャパン拠点構築に向けた民間の取組を後押しするとともに、こうした拠点間のネットワーク化に取り組む。一方、海外においては在外公館等のクールジャパン拠点機能の抜本的な強化を行う。

さらに、クールジャパンを担う人材の育成を推進するとともに、クールジャパン機構による支援を積極的にかつより柔軟に展開する。また、コンテンツの国際的な発信力を強化するため、コンテンツ産業の振興のための諸施策を講じる。加えて、地方発のクールジャパン案件の発掘機能を強化し、地域経済の更なる活性化を促進するため、JETRO 等の支援機関の連携により、外部人材や海外の有識者を活用し、魅力ある地域資源の磨上げから海外販路開拓までを一貫して支援する。

日本産酒類については、「日本産酒類の輸出促進連絡会議」の下で、日本食等と併せ、在外公館や国内外における多様な人的ネットワークやコンテンツ等を活用した情報発信、訪日外国人旅行者等に対する酒蔵ツーリズム等のプロモーションの充実や免税店制度の活用、地理的表示制度の活用による付加価値の向上等を図るとともに、関係省庁や JETRO による販路拡大支援、輸出先国における環境整備等の課題を整理した上で政府一体となって取り組む。

V 改革のモメンタム ～「改革2020」の推進～

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催され、我が国が世界中の注目を集め、多くの外国人が訪日する2020年をモメンタムとして、改革・イノベーションを加速していくことが重要である。

このため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を梃子（レバレッジ）に、成長戦略に盛り込まれた施策を加速させる、改革・イノベーションの牽引役（アクセラレータ）として、2020年までに我が国として成し遂げるべき中核となるプロジェクトで、後世代に継承できる財産（レガシー）となるものを、政府を挙げて推進する。具体的には、世界からの注目度の上昇に合わせた実行により高い政策効果を生み出すことができ、我が国の強みを社会実装・ショーケース化し、海外にアピールできるものであって、その後の経済成長につながるものとして、以下の3つの重点政策分野における6つのプロジェクトの展開を図っていく。

特に、事業の実施主体や実施場所を原則として本年度中に明確化した上で、その進捗状況の管理を厳格に行うこと、必要な規制改革を早期に明確化すること、社会的課題の解決に貢献し、2020年以降に継承できる財産（レガシー）にもつながることを留意すること、を全プロジェクトが実施すべき共通課題とし、プロジェクトの推進を図っていく。

そのためにも、プロジェクトごとに、中長期的な視点から、解決に貢献すべき世界の社会的課題や2020年以降を視野にレガシー（財産）として残すべき点等について明確化する。同時に、2020年のショーケース化の成功に焦点を当てた視点からも、現在からの積上げと2020年からの逆算の双方から進捗管理のためのマイルストーンを検討・明確化しつつ、国家戦略特区制度も活用し、加速化すべき規制改革事項の明確化や2020年のショーケース化の際に重視すべき点の検討を行う。こうした時間軸を異にする双方の視点からの検討を通じ、各プロジェクトの磨上げ等を行うこととする。また、必要に応じ、プロジェクトの追加・見直しも含め、改革のモメンタムを高めるための不断の検討を行う。

(技術等を活用した社会的課題の解決・システムソリューション輸出)

(1) 次世代都市交通システム・自動走行技術の活用

i) ストレスフリーな次世代都市交通システム

① 解決すべき社会的課題

- ・高齢者、障害者等の移動制約者を含む全ての人が快適に移動することができる社会の実現を目指す。

② プロジェクト概要

- ・都心と臨海副都心を、自動運転技術（車いす等が介助なしで乗降できるバス停止着制御等）を活用したバス路線で結節する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年9月にプロジェクトの事業者を京成バス株式会社に決定した。実施場所となる具体的なルートについては、本年4月に策定された事業計画において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の時点で虎ノ門から国際展示場駅までの路線を実現すること等が示された。
- ・スムーズな加減速、自動幅寄せ（正着制御）、公共車両優先の交通システム等の研究開発・実証を実施している。

④ 主な課題・今後の取組

- ・地方を含め、どのように取組を広く展開・普及促進していくのか、具体的な検討が必要である。
- ・本プロジェクトが世界最先端の技術水準で、ショーケース化たり得るものとなっているのか、把握することが必要である。

ii) 高齢者等の移動手段の確保・隊列走行の実現

① 解決すべき社会的課題

- ・高齢者、障害者等の移動制約者を含む全ての人が安全・快適に移動することができる社会の実現を目指す。
- ・人口減少社会における労働力（ドライバー）不足へ対応する。
- ・シェアリングエコノミー社会の在り方を踏まえ、安全・安心と利便性の双方を確保できるビジネスモデルの作り込みを目指す。

② プロジェクト概要

- ・最寄り駅と目的地を結ぶ「ラストワンマイル」において、自動走行技術を活用し、移動制約者も利用可能な移動手段を提供する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行によ

る移動サービスを可能とする。

- ・高速道路等で先導トラックに後続トラックを電子連結等させる隊列走行技術等を確立し、都市間のトラック運送事業において、隊列走行を実現する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年度から開催している産学官の「自動走行ビジネス検討会」において、ニーズの明確化や事業モデルの確定に向けて検討が必要な課題の抽出等を行った。

④ 主な課題・今後の取組

- ・事業の実施主体や実施場所を本年度中に明確化する。
- ・「官民 ITS 構想・ロードマップ 2016」（平成 28 年 5 月 20 日 IT 総合戦略本部決定）を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での無人自動走行による移動サービスの実現に向け、必要な制度やインフラを整備する。また、2020 年の高速道路等でのトラックの隊列走行の実現に向け、事業モデルの明確化、技術開発・実証、制度・事業環境に係る検討を進める。さらに、2020 年以降、完全自動走行の実現を目指す方策等について、検討を行う。

(2) 分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題の解決

i) 再生可能エネルギー由来の CO₂ フリー水素の利用

① 解決すべき社会的課題

- ・世界共通の課題であるエネルギー・環境問題の解決を目指す。

② プロジェクト概要

- ・地方に豊富に賦存する再生可能エネルギー源を活用して CO₂ フリー水素を製造し、それを都市部へと輸送し利用するサプライチェーンを構築することで、地方と都市の再生可能エネルギーに係る需要と供給のアンバランスを解消する。

③ 現在までの取組状況

- ・事業採算性を確保できるプロジェクトの具体的な構築に向けた検討を進めるため、水素・燃料電池戦略協議会の下に実務者ワーキンググループを設置することを決定した。
- ・大規模水素製造装置の技術実証事業や水素輸送技術の開発・技術実証事業等を実施している。

④ 主な課題・今後の取組

- ・事業の実施主体や実施場所を本年度中に明確化する。あわせて、経済性も意識した事業モデルの検討を行う。
- ・水素の輸送方法等に係る技術実証を進めるとともに、水素ステーションに係る規制見直し（セルフ充填、液化水素ポンプの実用化等）を「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等にとり、実施する。

ii) 革新的エネルギーマネジメントシステムの確立

① 解決すべき社会的課題

- ・世界共通の課題であるエネルギー・環境問題の解決を目指す。
- ・シェアリングエコノミーを意識したビジネスモデルの作り込みを目指す。

② プロジェクト概要

- ・地域に分散して存在している再生可能エネルギー発電設備や蓄電池等と、高度な需要管理手法であるデマンドレスポンス等を統合的に制御・活用することで、あたかも一つの発電所（「仮想発電所（VPP:Virtual Power Plant）」）のように機能させる効率的なエネルギーマネジメント手法を確立する。

③ 現在までの取組状況

- ・再生可能エネルギーの出力予測のための気象観測・予測データ活用等に向けた技術開発を実施している。
- ・本年 1 月にエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会を設置し、エネルギー機器の遠隔制御に係る通信規格の整備等について検討を開始した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・VPP 事業に係る有識者によりプロジェクト採択、進捗管理を行う「VPP 事業委員会（仮称）」において、本年度中に実証事業の実施者を決定し、プロジェクトの実施主体や実施場所を明確化する。
- ・蓄電池の群制御技術等の確立に向けた取組を進めるとともに、引き続き通信規格の整備やサイバーセキュリティの確保に向けた検討を進める。また、来年中のネガワット取引市場の創設に向けて「ネガワット取引に関するガイドライン」の改定等を行う。

(3) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の実現

i) 先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会体験プロジェクト

① 解決すべき社会的課題

- ・人口減少社会における労働力不足へ対応する。
- ・あらゆる生活空間でロボットが活躍し、高齢者、障害者、外国人を含む多様な人達のストレスフリーな生活を実現する。

② プロジェクト概要

- ・日本科学未来館等があり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設に近接する台場及び青海地域等を中核として、パーソナルモビリティ、超臨場感映像技術、デジタルサイネージ、多言語翻訳、案内ロボット等の先端ロボット技術の体験フィールドを構築する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年9月に有識者による「ユニバーサル未来社会推進協議会」を立ち上げ、昨年10月より会員募集を開始した（会員数：本年4月現在で61企業・団体）。
- ・本年4月に、ユニバーサル未来社会推進協議会に「千葉県幕張新都心ワーキンググループ」を設置し、実証フィールドを幕張新都心地域まで広げた。

④ 主な課題・今後の取組

- ・2020年のショーケース構築に向けたアクションプランの策定を進めるとともに、引き続きユニバーサル未来社会に関連するプロジェクト等の推進のため、ワーキンググループを課題ごとに設置し、技術開発・実証をはじめとする社会実装に向けた課題を明確化する。

ii) 市街地・空港等

① 解決すべき社会的課題

- ・人口減少社会における労働力不足へ対応する。
- ・高齢者、障害者、外国人を含む多様な人達のストレスフリーな生活を実現する。

② プロジェクト概要

- ・市街地や空港など人々が日常的に行き交う環境におけるロボット活用に係るルールを整理・検討し、当該ルールの下で、多様なロボットが公共空間の至る所で、サービスを常時提供する姿を世界に発信する。

③ 現在までの取組状況

- ・ロボット活用に係る民間事業者等で構成されている「ロボット革命イ

ニシアティブ協議会」にロボットイノベーションワーキンググループを昨年9月に設置した。

- ・同ワーキンググループに設置したサブワーキンググループにおいて、ロボット活用に係る安全性確保に関するルールについて検討を進めるとともに、ショーケース化に向けた実証事業の実施等を通じたユースケースの創出等に関して関係事業者等との連携を進めているところである。

④ 主な課題・今後の取組

- ・本年度から、利用シーンを想定した実証事業を実施し、プロジェクトの実施場所・実施主体を明確化した上で、プロジェクトの具体化を図る。
- ・並行して、ロボット革命イニシアティブ協議会サブワーキンググループにおいて、上記実証事業の結果を踏まえ、必要に応じ安全確保に関するルールの追加・見直しを行う。

(4) 高品質な日本式医療サービス・技術の国際展開（医療のインバウンド）

① 解決すべき社会的課題

- ・世界に先駆け超高齢化社会に対応する我が国医療の世界への発信を行う。

② プロジェクト概要

- ・2020年を我が国の医療を海外に発信する好機と捉え、海外からのニーズが高く、我が国の医療が国際的優位性を有すると考えられる分野に着目して、国外からの医療サービス（健診や治療・検診（治療後のフォローを含む。））の受診者を積極的に受け入れる医療機関をリスト化し、渡航受診者による我が国医療の実体験の機会を拡大する。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年6月に、医療国際展開タスクフォースの下に設置されたインバウンド・ワーキンググループにおいて「医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入機関の外国への情報発信に関する考え方―医療渡航支援企業認証等ガイドライン―」を取りまとめ、公表した。
- ・昨年9月に、国内医療機関での受診を訪日前から帰国後に渡り一貫して支援する医療渡航支援企業として、株式会社ジェイティービー（JTB）及び日本エマージェンシーアシスタンス株式会社（EAJ）の2社を、認

証組織である一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) が認証した。

- ・昨年9月に、モスクワでの医療渡航展示会に日本ブースを出展。認証医療渡航支援企業及び我が国の医療機関等が、ミニセミナーや個別相談対応等により、我が国医療のPRを実施した。また、昨年12月にも、北京での医療渡航展示会において、認証医療渡航支援企業等が我が国医療のPRを実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・MEJにて日本国際病院（仮称）の枠組みとその基準を、医療関係者を中心とした有識者委員会で検討しており、基準を満たす医療機関を募集し、本年度中に、「日本国際病院（仮称）」となる医療機関を公表する。
- ・医療渡航支援企業認証等ガイドラインの効果検証・課題抽出を行い、必要に応じ新たな対応を検討する。
- ・我が国医療の海外プロモーションについて、これまでの実施結果も踏まえ、今後の戦略の具体化を早期に図る。

(訪日観光客の拡大に向けた環境整備等)

(5) 観光先進国のショーケース化

i) 観光地域

① 解決すべき社会的課題

- ・2020年に訪日外国人旅行者 4,000万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・戦略的に観光を進める地方都市を選定し、その都市において日本版DMOを設立した上で、観光資源の磨上げ、キャッシュレス・多言語翻訳等の環境整備、在外公館等の活用や個人の属性に応じた情報発信等を実施することにより、観光先進国を体現する観光地域を作る。

③ 現在までの取組状況

- ・昨年11月に広く全国より提案を募集し、本年1月に、釧路市・金沢市・長崎市の3市を観光立国ショーケースとして選定した。
- ・関連省庁がメンバーとなる支援チームを設置し、意見交換を実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・実施の場所として選定決定した、釧路市・金沢市・長崎市の3市にお

いて本年度、日本版 DMO が発足予定。

- ・本年度中に、当該日本版 DMO が中心となって、観光立国ショーケースとして観光資源の魅力磨上げ等を行う実施計画を策定する。
- ・また、当該実施計画を踏まえ、観光資源の磨上げ等に対し、優先的に支援する。
- ・加えて、観光資源の磨上げに当たって必要となる規制改革について、明確化を図るとともに、速やかに対応を進める。

ii) 東京

① 解決すべき社会的課題

- ・2020 年に訪日外国人旅行者 4,000 万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・東京の主要ターミナルや東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設等を結ぶ連続的なエリアにおいて、バリアフリー化及び分かりやすい案内情報提供等を推進する。
- ・また、心のバリアフリーについて国民の理解を促進する。

③ 現在までの取組状況

- ・公共交通機関のバリアフリーの在り方について、有識者や関係事業者、障害者団体等で構成する検討会を設置し、空港から競技会場等までのアクセス経路の調査・検討を実施した。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場やそのアクセス経路等におけるユニバーサルデザイン化に向けて、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を策定中であり、そのうち構造物の設計に影響する項目については、先行して検討を行い、本年1月に、国際パラリンピック委員会の了承を得た。
- ・東京駅において案内表示調査・歩行者移動支援などを実施した。
- ・心のバリアフリーは、継続的な取組を進めた。

④ 主な課題・今後の取組

- ・東京大会の競技会場や成田・羽田空港等からのアクセス経路において必須となっているユニバーサルデザイン化を進めるに当たっては、公共交通機関のバリアフリー化と個人の属性に応じた案内情報提供や心のバリアフリー等を連携させ、ショーケースとしての訴求力を高めていく必要がある。そのため、本年末を目途にショーケースとしての

事業の内容を明確化する。

- ・さらに、国土交通省を中心として関係省庁が密接に連携するとともに、ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議において、ショーケースの磨上げを図りつつ、全国へユニバーサルデザインの社会づくりを展開する。

iii) 成田空港・羽田空港

① 解決すべき社会的課題

- ・2020 年に訪日外国人旅行客 4,000 万人を達成するという目標を見据え、観光先進国を目指す。

② プロジェクト概要

- ・成田空港・羽田空港の鉄道・バスのアクセス改善、空港をゲートウェイとした情報発信拠点化等により利便性・快適性を向上させる。

③ 現在までの取組状況

- ・本年4月に、鉄道による空港アクセスを含む「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(交通政策審議会答申)の取りまとめがなされた。
- ・国家戦略特区における空港アクセスバス事業を、特区法上のメニューとして創設した。また、深夜・早朝時間帯における空港アクセスバスの利便性向上等を図った。
- ・空港を情報発信の拠点とすべく、デジタルサイネージの整備・機能の高度化に向けて、昨年度、標準仕様を策定した。多言語対応の技術開発も進めているところである。

④ 主な課題・今後の取組

- ・鉄道・バスによる空港アクセス改善及び個人の属性に応じた様々なコンテンツの発信、バリアフリー情報の提供、最先端のトイレ整備については、世界に開かれた日本の玄関口として、ショーケースにふさわしいものとするために、本年度中に具体的な取組内容及び実施主体・時期を明確化する。
- ・そのため、国土交通省を中心として関係省庁が密接に連携するとともに、協議会等を設置し、ショーケースの磨上げを図る。

(対日直接投資の拡大とビジネス環境の改善・向上)

(6) 対日直接投資拡大に向けた誘致方策

① 解決すべき社会的課題

- ・国際的な注目度の高まりをレバレッジにして、対日直接投資を拡大し、ビジネス環境の改善を図る。

② プロジェクト概要

- ・2020年をターゲットイヤーとして、①Japan Business Conference (JBC)、②Regional Business Conference (RBC)、③スポーツ・文化・ワールド・フォーラム、④グローバル・ベンチャー・サミットなど、各種ビジネスカンファレンスを開催し、対日直接投資拡大に向けた対外発信を強化する。

③ 現在までの取組状況

- ・2019年から2020年にかけて開催されるRBCに向け、地方自治体における誘致戦略の策定や情報発信等について、JETROを通じた支援等を実施している。
- ・本年10月のスポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催に向け、昨年7月に「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム官民協働実行委員会」を開催し、関係省庁や経済界、地方公共団体とも協力し、オールジャパンで本フォーラムを実施する体制を整備した。
- ・2020年のグローバル・ベンチャー・サミットの開催に向けた環境整備として、起業家や大企業内の新事業担当者をシリコンバレーへ派遣する人材育成プロジェクトの推進や、SLUSH、SXSW等の国際的なマッチングイベントへの参画等を実施した。

④ 主な課題・今後の取組

- ・JBC、RBC、グローバル・ベンチャー・サミットについては、開催に向けた具体的な工程を明確にする。
- ・スポーツ・文化・ワールド・フォーラムについては、成長戦略の内容のPR等に向けた検討を具体化することに加え、世界経済フォーラムと連携して実施する官民ワークショップ等の議論の成果を検討し、「改革2020プロジェクト」をはじめとする政府の成長戦略に反映する等、対日直接投資拡大に向けた施策との連携を図る。